

食品安全委員会企画等専門調査会

(第29回) 議事録

1. 日時 令和2年1月30日(木) 14:00~16:43

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)
- (2) 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について
- (3) 食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

合田座長、阿知和専門委員、有路専門委員、有田専門委員、石田専門委員、
畝山専門委員、浦郷専門委員、大塚専門委員、大西専門委員、鬼武専門委員、
亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、坂野専門委員、下浦専門委員、
永倉専門委員、渡邊専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員、川西委員、吉田(緑)委員、堀口委員、香西委員
吉田(充)委員

(事務局)

小川事務局長、小平事務局次長、矢田総務課長、近藤評価第一課長、
渡辺情報・勧告広報課長、秋元リスクコミュニケーション官、
蛭田評価情報分析官、入江評価調整官

5. 配布資料

- 資料1-1 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)

- 資料 1 - 2 令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について
- 資料 2 令和 2 年度食品安全委員会運営計画新旧対照表
- 資料 3 - 1 2019年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 令和 2 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○合田座長 ちょうど定刻になりましたので、ただいまから第29回の「企画等専門調査会」を開催いたします。

お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

本日は、17名の専門委員、1名の専門参考人が御出席です。

食品安全委員会からも、7名の委員が御出席となっています。

本日、7名の専門委員が欠席でございます。

それでは、まず事務局から資料の確認をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、議事次第、座席図、名簿等のほかに、3つの資料をお配りしております。

皆様のお手元にお配りをしております議事次第には、出席人数が18名と記載された資料が配布されておりますけれども、本日、お昼に御欠席の連絡を頂いた方がいらっしゃいますので、先ほど座長から申し上げたとおり、本日の出席者は正確には17名ということでございます。

資料でございますけれども、初めに資料 1 - 1 の束といたしまして、資料 1 - 1 と資料 1 - 2 がホチキス止めをされているちょっと薄めの物が1つです。

参考資料は、ちょっと厚めのホチキス止めになっています。この2つをクリップで止めたものが1つ目の束です。

資料 2 の束といたしまして、A3の大きめの資料とA4の資料がそれぞれホチキス止めされておりまして、これをクリップでとじた束が2つ目の束です。

最後に、資料 3 - 1 と右肩についていて、2019年度の緊急時対応訓練実施結果報告書(案)という表題がついているものが、最終ページの資料 3 - 2 と一緒にホチキス止めをされております。

以上の3つが配付資料でございます。

資料の不足等はございませんでしょうか。

○合田座長 よろしいですか。

それでは、続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果の報告をお願いいたします。

○矢田総務課長 事務局におきまして、令和元年11月14日の企画等専門調査会資料の確認書を確認しましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○合田座長 御提出いただいた確認書について、相違はないということですが、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○合田座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず議事「令和元年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について(案)」の選定です。よろしいですか。

昨年11月、第28回の企画等専門調査会では、「野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌」、「規格基準がない食品の微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」及び「グルテン」について、情報収集・整理の上、引き続き審議をすることになりました。

案件候補の選定に移ります。

前回の調査会で継続審議となった3件についての説明を聴取した上で御議論をいただき、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思っております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○渡辺情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料1-1及び資料1-2に基づき、御説明いたします。

最初に、資料1-1を御覧ください。

今、座長から御指摘がございました、野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌及び微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価は、野菜の腸管出血性大腸菌ということで、ハザードとしては同じですので、1つに扱っております。こちらは、検討に際しての考え方を踏まえて、絞られたものですが、実際に健康被害が発生しているということで、残っております。

グルテンにつきましては、明確な健康被害は確認されていないのですが、インターネット上で、グルテンの健康影響に対して、不安になるような情報も出ているということで、食安委としてどのような対応を行うのかについて、整理していただきたいということで受けておりました。この2点について、御説明させていただきます。

最初に、野菜の腸管出血性大腸菌についてでございますが、資料1-2を御覧ください。

前回の審議を踏まえまして、国内外の情報をさらに詳しく記述いたしました。ポイント

を絞って説明させていただきます。

最初に「2. 危害要因に関する情報」についてということで、事務局が収集した情報は、4ページ目の上のほうでございます。食品安全委員会で平成23年に牛肉における腸管出血性大腸菌について、食品健康影響評価を行っております。

発症する菌数としましては、1人当たり2～9のcfu、Colony Forming Unitの摂取により、食中毒が発生することが明らかとなっております。

一方、汚染状況でございます。その下の厚生労働省というところを御覧ください。厚生労働省が実施しております食中毒菌汚染実態調査におきまして、腸管出血性大腸菌も調査されております。

平成20年度以降では、野菜、漬物につきまして、延べ約3万8000検体が調査されておりますが、腸管出血性大腸菌は検出されておられません。

農林水産省でも、平成19年、平成20年、平成25年から平成28年度に、国産の生食用野菜の収穫直後における微生物の汚染状況について、調査をしております。ここに書いてあります2,927と1,461を合わせまして、約4,400検体が検査されておりますが、こちらにつきましても、腸管出血性大腸菌は検出されておられません。

5ページ目「3. 調査審議の参考となる情報」でございます。健康被害の発生状況について、食中毒統計からの情報は、前回のままでございます。海外でも大規模な発生事例がありますので、参考として記載しております。

6ページ目を御覧ください。(3)としまして、リスク管理措置の状況ということで、国内、海外のものを示しております。

国内のリスク管理状況につきましては、こちらに書いてありますとおりでございますが、厚生労働省では、漬物の衛生規範、あるいは大量調理施設の衛生管理マニュアル等を策定、改正しております。

農林水産省におきましては、生産段階での栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針、スプラウト生産における衛生管理指針、もやし生産における衛生管理指針を策定しております。

それらの現物につきましては、厚くホチキス止めされている資料にとじております。時間の関係で、内容の説明は割愛させていただきます。

厚生労働省、農林水産省とも、これら指針を用いまして、事業者、あるいは生産者への情報提供、注意喚起に努めている状況でございます。

海外のリスク管理につきましては、前回の審議の際に、鬼武専門委員からコメントをいただきましたとおり、Codexでガイドライン作成に向けて作業中でありまして、そちらの情報を記載させております。

今、申し上げました状況を踏まえまして、事務局としての見解を報告させていただきます。野菜におけます腸管出血性大腸菌の原因とみられる食中毒につきましては、実際に健康被害が発生しておりますから、自ら評価の選定基準を満たすものと考えております。

他方、実際の評価を考えますと、評価に必要となりますデータのうち、食中毒が発生する菌数は分かっておりますけれども、汚染実態に関するデータがない状況でございます。厚労省、農水省の調査で、非常に多くの検体の検査が行われておりますが、腸管出血性大腸菌は検出されていない状況でございます。このため、評価することが技術的に非常に困難である状況でございます。

リスク管理機関、これは厚労省、農水省ですけれども、食中毒が発生しております状況を踏まえまして、生産段階、加工段階における衛生管理の指針、マニュアル等を作成しまして、関係者に対して情報提供、注意喚起を行っているところでございます。事務局としましては、それら関係機関と連携しつつ、引き続き情報収集に努めたいと考えております。

野菜の腸管出血性大腸菌につきましては、以上でございます。

続きまして、グルテンについて、御説明させていただきます。

資料1-2の8ページ目を御覧ください。お二人の方から、グルテンに関する要請文書を頂いております。

前回の審議を踏まえまして、提案理由を書いておりますが、グルテンの腸内環境への影響に関する情報がないかを主眼に置きまして、情報収集を行っております。情報の信頼性の観点ということで、公的機関からの情報を収集しております。

なお、食物アレルギーの観点の情報につきましては、アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおきまして、グルテンを含む小麦をIgE依存性アレルギーの観点で評価する予定でありますことから、この資料には記載しておりません。

結論を先に申し上げますと、海外の公的機関から、グルテンにより腸内環境等への影響に関する知見等の情報は、見つけることができませんでした。ただ、自己免疫疾患、病気なわけけれども、セリアック病という遺伝性の病気につきましては、表示規則につきまして、幾つか情報があったので、記載しております。

今、申し上げましたセリアック病につきましては、グルテンを摂取することによりまして、生長障害、慢性の下痢、嘔吐等の症状が出現する自己免疫疾患で、遺伝的にグルテンに対する感受性の高い人に発生するということでございます。慢性的な小腸の炎症でありまして、診断基準も確立しておりまして、欧米では、一定数の患者が存在する模様でございます。米国では、約300万人となっております。

セリアック病患者への情報提供を発端としまして、グルテンフリーの表示について、Codexが規格基準を定めております。9ページ目の(3)リスク管理状況の実施状況の下でございます。米国、欧州等もこれに倣う形で、表示規則等を定めております。

しかしながら、セリアック病の方以外のグルテンで不調を訴えるような方につきまして、御提案者からの提案理由に記載のありました、様々な健康影響に関する情報の真偽につきましては、公的機関からの知見、情報等は見出すことができませんでした。

なお、前回審議におきまして、唐木専門参考人から情報提供がありました、リーキーガット症候群につきましても、確認をしております。イギリスのNHS、National Health Service

が情報提供しているものでございますが、同じように厚い資料の一番最後の項目、参考14に示しております。原文の下、仮訳をしたものを添付させていただいております。

こちらの仮訳にありますが、リーキーガット症候群は、腸から体内にグルテンが浸透するというので、仮説で言われてはおるのですけれども、エビデンスはほとんどないということが、National Health Serviceからの情報提供で繰り返されております。

最後の情報提供のまとめのところですが、そのまま読み上げますと、概して食事から何らかの食品を排除することは、栄養失調につながりかねないことから、厳密な必要性があり、セリアック病患者など、かつ医師の助言の下で行われる場合を除いては、よい考えではないという形でまとめられております。

事務局のグルテンに関する見解でございますが、御提案者からの提案理由にありましたグルテンの健康影響については、セリアック病に関する情報はあるのですけれども、それ以外の方につきましては、確かな情報を見出すことはできません。懸念を示唆するに十分な資料はないと考えております。

Codexでは、セリアック病患者への情報提供を発端としまして、グルテン不耐症のための特別用途食品におけるCodex規格として、グルテンフリーの表示に関して、規格基準を定めているところでございます。

事務局としましては、インターネット上で様々な情報が出ていることに留意しまして、引き続き情報収集に努めたいと考えております。

以上でございます。

○合田座長 どうもありがとうございました。

それでは、事務局から説明がありました案件候補ごとに、御質問、御意見等を伺いたいと思います。

事務局からも説明がありましたけれども、1番目の野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌と、2番目の規格基準がない食品の微生物リスク管理のMetricsを用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価は、いずれも野菜の腸管出血性大腸菌についての提案であることから、併せて審議したいと思っております。

御質問、御意見等がございましたら、お願いをいたします。石田先生、どうぞ。

○石田専門委員 石田でございます。

腸管出血性大腸菌に関してでございますが、0-157以外の細菌についてでありますけれども、2つの学会発表なり、業績発表会の資料がありまして、そのうちの1つがサルモネラ菌による鶏の伝染病に、ひな白痢がございます。この伝染病の発生の原因を調査する中で、ひなを運搬するトラックの運転席のマットが汚染していた、あるいは長靴が汚染していたものがございます。

2つ目は、ネギをカットしたカット野菜についてであります。一般細菌数、あるいは

腸内細菌数が多いものがあるということで調査したものです。滅菌はしてあるのですけれども、収穫方法が根を地面に置いて刈り取るものと、根つきのまま引っ張って収穫するものでございますが、根つきのほうが細菌数が多かったという結果で、収穫方法としては、刈り取ったほうがいいという報告の質疑応答の中で、雨の日は細菌数が多くなったという議論がございました。

0-157については、様々な野菜について多くの検査がなされ、先ほども報告がありましたけれども、検出例がない状況が続いております。一方で、野菜の浅漬けなどによる食中毒が発生しているわけでありまして。

私見になりますけれども、先ほどの発表内容等から考えますと、収穫時の交差汚染があったのではないかということが考えられました。どういうことかといいますと、ハウス栽培、あるいは露地栽培にかかわらず、栽培には堆肥を使用するわけでありまして。堆肥は主に牛のふんを含む敷料を原料としてつくられるものであります。

きっちり切り返しをしたような購入した堆肥は、問題ないと思えますけれども、実際に農家では、自家製の物が使用される場合も多くあります。自家製の場合には、先ほどのふんを含む敷料を運搬するトラックと、収穫した野菜を運ぶトラックを分けて使用できる農家は少ないと思えます。敷料を運搬した後に、野菜を入れた収穫コンテナを積む作業、たとえば荷台を洗浄したり、ブルーシートを敷くということをして、0-157汚染のリスクは高いと考えられるわけでありまして。

初めに言いました運転席や長靴の汚染、雨の日は細菌数が多いことを考えたときに、収穫コンテナは、トラックの上で何段にも重ねるということ、それから、重ねる行為は、荷台に人が乗らなければならないということ、そして、このコンテナを降ろすときには、上下が逆さになる、上のものから降ろしていきますので、それを下に置くことになります。逆になれば、雨の日には汚染が上のコンテナから下のコンテナに広がるということが考えられるわけでありまして。

このような状況は、いろんな野菜が0-157の食中毒の原因になっていること、汚染する日が限定される、ピンスポット的であるために、いろんな野菜を検査しても検出されないことにつながっているのではないかと思うわけでありまして。

その対策としては、結果的には、野菜の殺菌の徹底ということになるかと思いますが、これについて、実験的にでも証明できればありがたいと思うわけでありまして。もし微生物の専門調査会で検討に値するというものでありましたら、対応いただければありがたいと思います。

以上です。

○合田座長 貴重な情報をどうもありがとうございます。

ちょっと伺いたいのですけれども、今の例は、学会報告があったという話ですか。

○石田専門委員 文献という形にはなっていませんけれども、地方の学会でありますとか、県で行われる業績発表会とか、そういった中で発表されたものです。

○合田座長 お伺いした感じでは、非常にもっともらしいというか、そういうことは起こり得ると思うことではあります。ただ、食品健康影響評価をするというよりも、どうやって防ぐかという話なので、こういう話は、どこに取り次げばよろしいですか。実際に1つは、農家さんにこういうことを気をつけてくださいという情報発信をすることは大事だとは思いますが、これは農水のマターになるのですか。どうぞ。

○渡辺情報・勧告広報課長 厚いほうのホチキス止めの資料は、生産農家に対する指導ですけれども、特に54ページ目から56ページ目の辺りなのですが、家畜用堆肥の適切な製造方法の例ということで、家畜の堆肥の製造に対して、きちんと完熟をさせること、それから、運搬のときの取扱い等について、指導はされております。

○合田座長 一般に考えたら、そう起こり得そうなことだから、一応は注意喚起はなされている状態ですね。これはそのとおりだと思いますけれども、私、気になったのですけれども、ヨーロッパでは、実態調査をやったら数件というか、11件でしたか。野菜の汚染があったというのがどこかにありました。日本はゼロだから、ヨーロッパに比べたら、日本の管理はずっといいのかと思いつつながら、データを見ていました。日本は普通に実態調査をやると、今のところ、汚染が出てこないという状態です。ほとんどの場合には、適切に管理されている状態で偶然の結果が重なったときに、こういう事件が起きることなのかと思いました。

そうすると、リスク評価をしようと思っても、実際の確率が全く分からないところで、事務局が言われたように、引き続き情報を集めるという状態しかやりようがないと思ったりはします。

どうぞ。

○有路専門委員 ちょうどデータの話にもなっておりますので、意見をさせていただきますと、統計学的な視点から物を申し上げまして、結果が出ていないというのはデータの取り方に問題があるようであり、データの取り方を変えるべきではないかと思えます。

その根拠としては、まず対象となる実際に発生している食中毒で、野菜で見ると、非加熱調理、あるいは非加熱加工をしているもの、浅漬け等が中心になっている以上は、そこをまず集中的にサンプリングしないといけません。しかも、サンプリングは、当然単純なクロスセクションのデータではなくて、連続性のあるパネルデータになるように定点観測をするのが、統計学的には基本的にやらないといけない手続ですが、それをやらないで、一瞬の点の観測をして、それで管理がよくできていますといえることで

はなく、データの取り方が悪く現実を拾い切れていないということの方が考えられます。なので、これは改善すべきところだと思います。

このようにリスク評価をするにも、リスク評価をするデータをまず取らないといけないという状態であることはよく分かりますが、だからといって、管理がちゃんとできているかという、結果として食中毒が起きている以上、管理が不全であると考えべきだと思います。これがまず1点です。

2点目は、随分前の会議でも発言させていただいたのですが、野菜の非加熱調理をしている加工品類は、ほぼ食添が使えないので、例えばナイシンとキレート剤を合わせたようなものは使えませんので、仮に生産の段階で腸管出血性大腸菌に汚染されていたとしても、HACCP三原則のうちの殺すの点でいうと、加工中の洗浄でしか殺菌の手順がないことになり、調味液の中で最後の殺すことができない食品になるということになりますので、リスク管理上この点は脆弱なものだと考えられます。にもかかわらず、なぜ食添が使えないようなルールになっているかということは、事務局側に調べていただきたいことです。使えるのか、使えないのか、使えないならなぜ使えないのかというところなのですけれども、そこはきっちり調べていただきたいと思います。

3番目、大体こういう非加熱のいわゆる野菜の加工品を生産されていて、食中毒を起こしているところは、結構小規模の事業者さんのところが多く、食品衛生法が改正された関係もあるのですけれども、この辺りがガイドラインレベルではなくて、通常に考えるとここまでハイリスクであれば、HACCPの義務化は当然だと考えるべきではないかと思います。しかし恐らく50人未満ということで、そこまで対応できていないのではないかと思うのですけれども、この辺りの実態と今後の方向性のところを、事務局で御存じでしたら、教えていただきたい。

以上、この3点になります。

○合田座長 どうもありがとうございます。

事務局、すぐに答えられることはありますか。

○渡辺情報・勧告広報課長 1点目のデータの取り方についての御意見でございますが、リスク管理機関との連絡会議を私どもは定期的に行っておりますので、そのときにこういう御指摘があったということを御報告させていただきたいと思います。

○有路専門委員 今回のデータの取り方についてなのですけれども、私ももともと専門が統計があるので、その視点から物を言わせていただきますが、統計学の専門家を入れて議論をされたほうが良いと思います。

○合田座長 これは多分こういう野菜の微生物汚染というのですか、そういうことに関し

て、フォーカスを当てて仕事をしなければいけません。これをリスク管理機関がどのぐらいやるかというのは、リスク管理機関がどう考えるかにもよると思うのです。それは食品安全委員会からすべきだという話をすれば、そうなるのかもしれませんが。

1つは、食品安全委員会の研究テーマとか、そういう形の出口はないのですか。多分浅漬けのようなものについて、具体的にサイエンスレベルで興味を持たれている方は、もしかしたら、おやりになっているのかもしれないのですけれども、余り聞いたことはないです。これをどうするかというのは、結構大きな話だと思います。食品安全委員会から、そういうことにアクセスすることはありますか。テーマ的なものです。

○入江評価調整官 食品安全委員会が行っている研究事業は、毎年度、優先実施課題を設定して取り組んでいるものです。ですので、そういった御意見がこの場であったということ、優先実施課題を決定している研究・調査企画会議の事前中間評価部会にお伝えはできると思います。

○合田座長 よろしくをお願いします。

有路先生が言われたように、定点調査をこの目的のためにやるというのは、非常に理にかなったことだとは思いますが、ベネフィットと具体的にやるコストはどうなのかという部分で、研究でどれを優先するかということに影響します。ですから、それはどこかで判断をしなければいけないことだろうと思います。

事務局、次の2番目の話はよろしいですか。

○渡辺情報・勧告広報課長 2点目は、先ほど食添が使えないのではないかということであったのですが、厚い資料の33ページ目を御覧ください。中段のところでございます。材料をよく選別しましょうというところから始まりまして、4行目のところに殺菌も重要です、次亜塩素酸ナトリウム溶液などで殺菌しますということで、殺菌剤として、次亜塩素酸ナトリウムが使われることにはなっております。

○合田座長 有路先生、どうぞ。

○有路専門委員 単純なのですが、次亜水を使うというのは、加工工程の洗浄殺菌でしかなく、効果はあっという間に切れる持続しないものです。だから、加工のプロセスの中で、残存を確認せず、表示義務がないものになるのですが、いわゆる表示義務があるような食添を調味液等につけるものにおいて入れることがどうなのかという、現状でいうとできなかつたと理解しています。

それはなぜできないのかとか、その辺りも含めて、私は、事務局に確認をしていただきたいということであって、

次亜水による洗浄は加工工程の話で当たり前のことであり、そうではなく、私が申し上げたのは、具体的に言うと、ナイシンZ+キレート剤みたいなものになりますので、そこを御確認いただきたいというのが趣旨であり、ずれていると思いましたので補足します。

○合田座長 多分食添は対象品目が決まっているのではないですか。だから、この話は対象品目の中に入るか、入らないかということで影響があると思います。まずは調べていただくということですね。

○渡辺情報・勧告広報課長 厚労省に確認いたします。

○合田座長 3番目をお願いします。HACCPの話です。

○秋元リスクコミュニケーション官 3番目のHACCPの関係の御質問については食品衛生法の関係で、基本的に厚生労働省が事業者を指導していると聞いています。2番目の御指摘と御質問と同様に、厚生労働省から正確な情報を得て御報告したいと思います。

○合田座長 ありがとうございます。
どうぞ。

○鬼武専門委員 今の話題に関連して、たしか殺菌剤の使用もほかの添加物製剤が認められて、使用できる薬剤が広がっているので、今、HACCPのガイドラインの厚労省の検討会の委員をやっていますけれども、そこで従来の次亜塩素酸では効果がないこともあるので、ほかのものも使えるということで、個別の手引書・ガイドラインに今説明したような書き方もしているので、有路専門委員がおっしゃるように、次亜塩素酸だけではなくて、ほかの製剤も野菜に使われるのは広く認められていると思っていますし、今は、そのガイドライン自体がいろんな小規模の手引書の中にも書き込んでいます。ですから、今出された懸念事項は厚労省でやっていると理解しています。事務局で正確に調べていただいても構いませんが、私の記憶の限りでは今お話ししたようになっていると思います。

○合田座長 ありがとうございます。

パッケージに表示義務があると、それで嫌がられることを恐れて、やらないところが多いと思ったりします。これは積極的に使ったほうがいいと思うのです。

皆さん、ほかにございますか。どうぞ。

○鬼武専門委員 私、前回、意見を申し上げたのですけれども、まず野菜というカテゴリ

ーについて、新しい微生物学的リスクの評価指標としてMetricsを使うか、この2つがキーワードとなって上がってきた評価課題だと思っているのです。

1つ目のMetricsという概念について、今までの食品衛生法では使ってきていない概念、新しいリスク管理、2000年代なり、Codexの中で出てきた手法なので、優先順位として、Metricsを使って、野菜のつくるものが一番最優先になるという、そこが一番キーとなると思っています、それについては、この企画等専門調査会というよりも、今回のテーマが微生物の専門調査会で上がってきたということであれば、そこの中で、優先順位として食品安全委員会、日本の国内、世界的に見ても、微生物の評価として足りないということであれば、このテーマであるべきだし、私は、企画等専門調査会の中では優先順位が高いと思っております。

前回、Codexの食品衛生部会の中で、STECのリスク管理のガイドラインのステップが始まろうとしています。前回も申し上げたのですけれども、そこの中での微生物学的リスク評価機関に対する依頼しているリクエストは、今後、何があるかという、主にはSTECと言われている志賀毒素産生の大腸菌がどこから来ているのかということ、主には牛の腸管内にいたるだろうということがターゲットになっていて、それに対して、動物を肥育する段階で、例えば餌の中にいろいろ飼料添加物を入れてみたり、プロバイオティクスを使ってみたり、 β 作動薬を使ってみたり、塩素酸ナトリウムを使ってみたり、バクテリオファージを使ってみたり、ワクチンを使うことの有効性について、リスク評価が必要だということが、今、Codexのリスク評価としては、重要なテーマになっているので、もしやるとすれば、私はそういうテーマの回答となる事例日本の中でもあって、それが国際貢献をするのではないかと考えています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

Metricsをやろうと思うと、元データにプラスのデータが入らないと無理なので、まずは先ほど言いましたように、この話は、定点観測みたいな研究が具体的に行われることが先ですね。

委員に聞いていいかどうかですが、山本先生、何かありますか。

○山本委員 食品安全委員会がMetricsの考え方でやったのは、肉の場合の規格に関しては、腸管出血性大腸菌とサルモネラを対象にしてやっていることと、リステリアについては、適用を既に一部ですけれども、やりました。今後、対象とする野菜がどの程度の重要度を持つのかというのは、もう少しデータ等を取る必要がありますし、実際に死者が出るような事件も起こっているわけですので、十分に使用段階でのことを考えたりとか、加工した後の保存でどういうふうになるのかということも、今後、検討の余地はあると思いますけれども、すぐに取り組めるかと言われると、難しいところがある段階です。

○合田座長 どうもありがとうございます。

本件につきまして、ほかに御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

それでは、本件は、引き続き情報を集めて、もう一つは、先ほど有路専門委員から御意見がございましたように、まずデータを積極的に食品安全委員会が収集する方向に向かうかどうか、1つ、実験が必要となります。実験というか、そのことに関して、定点観測みたいなことをどうするかということがありますので、そこも含めて考えていただくということです。厚労省側が考えるのか、食品安全委員会の研究でやるかという両方のパターンがあると思いますけれども、そこも含めて検討していただくということによろしいですか。

次に行きたいと思います。

グルテンの話でございますけれども、これについて、先ほどの事務局の御説明につきまして、御意見等がある方はいらっしゃいますか。どうぞ。

○阿知和専門委員 先ほど御説明があったとおり、グルテンに関して、インターネットなどで言われているグルテンフリーにすることで、体質が改善するという点に関して、科学的根拠がないということはよく分かりました。引き続き情報収集することだったので、現段階で科学的根拠がないことをこれだけインターネットでグルテンが悪者にされている中で、科学的根拠がなくて、まとめでもありましたとおり、何らかの食品を排除することは、栄養失調につながりかねなくて、セリアック病患者とか、アレルギー患者以外の人たちがむやみにグルテンフリーにすることに対しては、よい考えではないということ、現時点で情報発信していただくことはできると思ひまして、もちろん議事録を読めば分かると思うのですけれども、一般の消費者は、議事録までは読まないと思うので、食品安全委員会のホームページのデータベースなり、どこかしらで根拠はなかったということの情報発信をしていただくことはできるのでしょうか。

○渡辺情報・勧告広報課長 海外の公的機関が発信している情報を訳して、それをフェイスブックで御紹介をするといったことはありますので、それにつきましては、食品安全委員会自らの情報ではないのですけれども、海外の情報の紹介というやり方はあると考えております。

○合田座長 話が3つありまして、1つは、セリアック病の問題です。セリアック病の問題も明らかにそういう人がいて、その人に対して、グルテンそのものはリスクがあるので、日本人は、幸いなことにセリアック病の方の数がヨーロッパより少ないので、余り大きな問題にはなっていませんけれども、まずそういうことがあるということです。

次に、アレルギーの話は全く別問題で、単純のグルテンフリー云々という話ではないので、それはどちらかという、前回の議論の中で、小さい子をお持ちのお母さん方がそう

いうことを心配されているとか、そういうような話が出てきたように思いますけれども、これはどういう形で小麦関係の食物を小さいうちから与えるのかどうかということと、多分関係があるのだと思うのです。

それはどちらかという、リスク管理の話で、厚労省の母子保健課ですか、その辺りでどうやって情報発信していただくのかという形になるのではないかと思いますけれども、今日は、ここにMDの先生はいらっしゃいますか。佐藤先生ですか。その辺のところで2つ目の話があります。

最後に、今日、事務局が集めていただいて、ヨーロッパのところからのリーキーガット症候群ですか、そこも含めて、具体的にグルテンを取ったら、腸内の状態がこうなるから云々ということがあって、それは余りサイエンティフィックではないという、その3つに分けてどうするかということを考えていくのかと思ったのですけれども、そういう方向性でよろしいですか。

要するに一番最初の話は、明らかにセリアック病だから、こういうものがありますというのが、1つ、その形で広報していただくし、2番目の話は、もう少し若いお母さん方に、こういうことについてどうするべきかというのは、リスク管理の問題なので、厚労省で考えてほしいということです。多分どの辺の時期から小麦を離乳食に入れる云々というのは、あるのだろうと思うのです。そこが特に何も問題ないのであれば、そこは問題ないという話をしなければいけません。

3番目の話は、今のところ、科学的な根拠は一切ないということが海外の公的機関でそういう発表が行われているので、このことは、そういうことを言われているということは、食品安全委員会からも積極的に言うことは可能だろうと思います。皆さん、こういう方向性でよろしいですか。どうぞ。

○阿知和専門委員 子供を持つお母さんたちが関心あるというよりは、私の感覚なのですけれども、グルテンフリーが体質改善するというネットで出回っている情報を信じて、実行している人たちは、どちらかという、子供を持たないダイエットとかに関心ある人とか、そちらのほうが多い気がしています。

小さな子供を持つお母さんは、子供が食物アレルギーで多い順で、卵、牛乳、小麦なので、小麦は確かに気にしてはいるのですけれども、そこと体質改善は結び付いていないのかと私は感じています。

○合田座長 体質改善は難しいです。

どうぞ。

○堀口委員 中身はちょっとあれなのですけれども、今、自ら評価の案件としてどうだという根本の議論があると思っていまして、皆さんの話を伺っていると、情報提供を食品安

全委員会としてどうするのかとか、関係する厚生労働省なり、省庁がどうしていくのかという議論なのかと、今の皆さんのお話しのグルテンについては、聞いていて思いました。なので、グルテン自体を自ら評価の案件として評価をするという部分については違うのかなと。

誰がどういうふうに情報提供をするのかというのは、今の議論を踏まえて、幸いにして、厚生労働省、農林水産省、消費者庁、食品安全委員会、スタッフの方々が定期的に集まって議論をされていますので、今日の専門調査会でこのような意見が出たところを関係省庁で共有していただくところで、どうしていくのかという議論をしていただければ、よろしいのではないかと思います。

以上です。

○合田座長 どうもありがとうございました。

全くそのとおりで、自ら評価する案件するという意味ではないとは思っておりますけれども、とりあえず情報収集はしていかなければいけない、まだ完全にどうかということについては、分かっているわけではないというのは、確かにあるだろうと思います。

そういう方向でよろしいですか。どうぞ。

○有路専門委員 今、堀口委員が言われたように、基本的に対象にする必要性はないのではないかと思います。阿知和専門委員が言われたように、この手の情報は幾らでもありまして、その辺りをどのように対応するかというのは、食品安全委員会のリスクコミュニケーションのミッションの1つでもあります。そのため話し合いを各省庁でされることは、非常に重要であり、食品安全委員会として、どういうリスクコミュニケーションができるのかということところは、アイデアを出すということをお願いしたいと、事務局に対しては思います。

○合田座長 ありがとうございます。

公募委員ということでお話しをお聞かせいただきたいと思ったのですが、大西先生、何かありますか。

○大西専門委員 お話を伺っていて、いろいろなことを感じるのですが、まず自ら評価の対象とは思っておりません。ただ、前回の議論でもあったと思うのですが、今回、非常に多くの案件の御連絡があったということで、皆さんの中で食品安全委員会への意識が高まっている中、こういった案件が出ているということで、本来は自ら評価ではないということなのではございますけれども、それに対して、食品安全委員会として正しい情報をいかに何らかの形で御提供できないかところの議論の話だったと思います。

先ほど3つの切り口ということのお話しと、リスクコミュニケーションのミッションの

ところは、まさにそういうふうに私も思いまして、多分私も肌で感じるのには、健康食品とまでは言われないのですけれども、ファッション的な部分であるとか、あるいはより体にいい食品というようなニュアンスでの周知が市場の状況からも感じますので、その部分については、引き続き御検討いただきたいと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、グルテンにつきましても、引き続き情報収集はしていただくということで、自ら評価に直ちにしないという形で、食品安全委員会に報告させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

そのようにさせていただこうと思います。

まだ休憩に入らなくてよろしいですか。

次の議事に入ります。「(2) 令和2年度食品安全委員会運営計画について」です。

事務局から説明をお願いします。

○矢田総務課長 それでは、資料2と書いてある束をお手元に御用意いただきたいと思えます。

来年度の食品安全委員会の運営計画について、御審議をいただくものでございます。

資料2は、A3横の資料になっておりまして、ご覧いただきますと、左側が今年度の運営計画になっておりまして、右側がこれから御審議をいただく来年度の運営計画の案ということでございます。

それでは、特に今年度の計画から変更になるところを中心に、御説明をさせていただきますと思います。

初めに、左側の項目「第1 令和2年度における委員会の運営の重点事項」のところでございます。

「(2) 重点事項」の「① 食品健康影響評価の着実な実施」という項目でございます。食品健康影響評価につきましては、大きく3つ重点項目として掲げておりまして、a b cで記載されております。

「a. 農薬再評価制度に向けた取組の推進」ということで、平成30年6月、農薬取締法が改正されまして、令和3年度から農薬の再評価制度が開始されることとなります。農薬の評価件数も非常に増えますし、また、古い農薬についての再評価を実施していくこととなりますので、円滑に評価が進められるよう、厚労省、農水省等のリスク管理機関と連携して、準備作業を進めることを1つ目の柱としております。

2つ目は「b. 器具・容器包装のポジティブリスト制度に係るリスク評価の実施」であります。これも同じ平成30年6月、こちらは食品衛生法の改正でございますけれども、食

品用の器具・容器包装について、ポジティブリスト制度が導入をされまして、令和2年度から、新制度に基づく評価が始まります。評価指針も昨年に策定をいたしましたけれども、評価依頼がなされた物質から、順次、リスク評価を行っていくことを2つ目の柱にしております。

3つ目が「c. 新たな評価手法の導入に向けた検討」であります。ベンチマークドーズ法について、動物試験で得られた用量反応データへの適用についての指針を昨年の10月に決定いたしました。それに基づきまして、ベンチマークドーズ法の活用を進めるとともに、さらに疫学研究で得られたデータにベンチマークドーズ法を適用する場合の手順とか、考え方の整理に向けた検討を進めていきたいということでございます。また、in silico評価手法の活用の推進ということで、知見の蓄積を進めていきたいということが3つ目の柱でございます。

めくっていただきまして、重点事項の2つ目「② リスクコミュニケーションの戦略的な実施」でございます。リスクコミュニケーションにつきましては、平成27年の企画等専門調査会におきまして、リスクコミュニケーションの在り方についての取りまとめをいただいております。これを踏まえまして、戦略的なリスクコミュニケーションを実施することを2つ目の柱としております。

なお、昨年は、リスクコミュニケーションの重点テーマと重点対象につきまして、こちらにも記載をしておりましたけれども、これらにつきましては、各論、第6のところ記載をすることにいたしまして、ここでは戦略的なコミュニケーションを実施することのみを重点事項として記載いたしております。

3番目の重点事項は「③ 研究・調査事業の活用」でございます。先ほどの自ら評価の審議の中でも、研究・調査事業について言及されましたけれども、私ども食品安全委員会におきましては、5年に一度改正されるロードマップで定められた研究・調査事業の方向性に基づきまして、具体的な個々の研究調査を実施しております。

昨年8月にロードマップの改正を行いましたので、このロードマップを踏まえまして、研究・調査を計画的に実施し、その成果を食品健康影響評価に活用していく。また、評価方法の企画立案等にも活用していくことにしていきたいと考えております。

また、研究・調査につきましては、透明性を確保するために、外部有識者による評価を交えながら、行っていきたいと考えております。

4番目の重点事項といたしましては「④ 海外への情報発信、国際会議等への参画及び関係機関との連携強化」でございます。委員会の活動につきまして、海外への情報発信を積極的に発信するとともに、国際会議等に委員、専門委員等を派遣していきたいと考えております。

また、協力文書を締結している海外の食品安全関係の機関との定期会合とか、海外の専門家を招聘した国際ワークショップの開催等にも取り組んでいきたいと考えております。

次に、重点事項は終わりました、各論に入ります。「第2 委員会の運営全般」ござい

ます。ここは例年どおりの記載になっております。

「(1) 委員会会合の開催」につきましては、毎週1回、火曜日の2時からを定例にしておりますけれども、委員会会合を開催しております。

「(2) 企画等専門調査会の開催」につきましては、年3回のスケジュールで開催しておりますので、来年度も同様のスケジュールでの開催を予定しております。

「(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催」の関係でございます。食品健康影響評価を的確に実施するために専門調査会を開催しておりますが、特に複数の専門調査会にまたがる場合や、既存の専門調査会での審議が困難な課題については、効率的な調査審議の観点から、ワーキンググループを設置したり、専門調査会の下に部会を設けたり、他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行ったりという取組を行うことを、例年どおり記載させていただいております。

「(4) 委員会と専門調査会等の連携の確保」ということで、次の3ページにかけて記載しておりますけれども、専門調査会における円滑な調査審議を図るため、全ての専門調査会に委員会の委員が出席をし、情報提供、助言等を実施しております。

「(5) リスク管理機関との連携の確保」ということで、関係省庁の厚労省、農水省、消費者庁等との連絡会議を実施しております。

「(6) 事務局体制の整備」ということで、来年度におきましても必要な予算及び機構・定員の確保に努めていきたいと考えております。

「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

1つ目は「1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」ということで、大きく3つ記載をしております。

「(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について」は、計画的・効率的な調査審議を行うこととしております。

「(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について」は、標準処理期間が1年とされておりますけれども、期間内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行うこととしております。

(3) として、平成18年から農薬のポジティブリスト制度に対応した食品健康影響評価を実施してきておりますけれども、引き続き計画的な調査審議を行うこととしております。以上の3点を記載しております。

3ページの下「2 評価ガイドライン等の策定」の項目でございます。食品健康影響評価について、案件ごとの整合性を確保して、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するというところで、評価ガイドラインの策定を進めております。

令和2年度におきましては、本年度というのは、令和2年度のことでございますけれども、2つの食品健康影響評価指針の策定・改訂を進めていきたいと思っております。

1つ目は、器具・容器包装でございます。来年度からポジティブリスト制度の対応が始まりますけれども、ポリマー添加剤の評価に対応するため、改訂を行いたいと考えてお

ります。また、薬剤耐性菌についても、国際的な動向を踏まえた評価を推進するため、指針の改訂を行いたいと考えております。

また、改訂を検討するものをその下の「また」で始まる段落に書いておりますけれども、添加物についての評価指針の改訂の検討、農薬については残留農薬の再評価制度への対応という観点から改訂の検討、次のページをめくっていただきまして、遺伝子組み換え食品につきましても、遺伝子組み換え食品のうち、種子植物と、組み換え微生物を利用して製造された添加物の評価基準について、改訂を検討する旨を記載しております。

「3 『自ら評価』の推進」の関係でございます。

「(1)『自ら評価』案件の選定」といたしまして、先ほど1つ目の議題で御議論をいただきましたけれども、自ら評価の案件につきましては、来年度におきましても、今年度と同様のスケジュールで、自ら評価案件の募集、選定という作業を進めていくことを予定しております。

「(2)『自ら評価』の調査審議の推進」ということで、既に選定をされております自ら評価案件につきまして、調査事業等で収集・整理した科学的知見を活用し、調査審議を進めることとしており、食品中の鉛、アレルギー物質につきまして、引き続き審議を進めていきたいと考えております。

「(3)『自ら評価』の結果の情報提供等」の関係ですが、自ら評価が終了した案件につきましては、意見交換会、あるいはフェイスブック等の発信によって、丁寧な情報提供を実施していきたいと考えております。また、自ら評価ではなく情報収集等とされたものについても、ホームページ、フェイスブック等で随時情報提供を行っていきたいと考えております。

「第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」でございます。

食品安全委員会の業務といたしまして、食品健康影響評価の結果をリスク管理機関に通知した後、リスク管理機関におきまして、食品健康影響評価の結果をどのように施策に反映したかについて、施策への反映状況、施策の実施状況の調査を毎年行っております。例年どおり、10月を目途にリスク管理機関に対して調査を実施し、その結果を踏まえまして、必要に応じて勧告、あるいは意見の申出を実施していきたいと考えております。

「2 食品安全モニターからの報告」でございます。食品安全モニターから、施策の実施状況等について随時報告を求めておりまして、その結果につきまして、リスク管理機関に対する勧告、意見の申出の参考としているところでございます。

5ページにまいります。食品安全モニターにつきましては、意識把握のためのアンケート調査を、年明けになりますけれども、令和3年2月を目途に実施したいと考えております。

「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」でございます。

最初に、今年度計画の「1 研究・調査事業のロードマップの改正」につきましては、5年に一度の改正を今年度実施いたしましたので、来年度の計画からは削除したいと

思っております。

その上で「1 食品健康影響評価技術研究の推進」でございますけれども、昨年の1から3までと順番を入れ替えて、記載をしております。

はじめに、「(1) 前年度に終了した研究課題の事後評価の実施」ということで、前年度までに終了した研究課題につきまして、事後評価を実施し、その結果につきましては、研究成果発表会の開催、あるいはホームページでの報告書の公表等を実施したいと考えております。

次に、「(2) 本年度における研究課題の実施」ということで、当該年度に実施する研究課題について、別紙3に掲げるスケジュールで中間評価を実施する、すなわち1つの課題を通常2年ないし3年の期間をかけて研究をいたしますので、今年度を実施している研究課題につきましては、中間評価を実施し、必要に応じて、翌年度の研究計画の見直し等につなげていくこととしており、その旨の記載をしております。

最後に(3)といたしまして、次年度から実施する研究課題の選定でございますけれども、次年度の技術研究課題につきましては、食品健康影響評価を的確に実施する観点から、ロードマップを踏まえて、優先実施課題を策定して募集するという形でやっております。令和3年度に実施する研究課題については、令和2年度の夏に優先実施課題を策定し、秋から公募を行うスケジュールになっております。食品健康影響評価の実施のために真に必要性の高いものを選定していきたいと思っております。その際には、関係研究機関の所属する研究者に対して、幅広く周知をするとともに、課題の選定等に際しては、議事概要を公表して、透明性を確保したいと考えております。

「(4) 適正な経理の確保」ということで、研究費の適正な執行の確保という観点から、研究事業の経理事務担当者に対して実地指導を例年どおり実施したいと考えております。

「(5) 関係府省との連携」ということで、こうした研究に関する関係府省の担当者会議を開催しております。関係府省との連携、政策調整を実施したいと考えております。

6ページにまいりまして、「2 食品の安全性の確保に関する調査の推進」でございます。

5ページからの1の技術研究が、主として大学、研究機関に委託して行う研究事業であるのに対し、こちらの2の調査事業はシンクタンク、あるいは調査会社等に対して、データの収集・調査等をお願いするものでございます。これにつきましても、翌年度の対象課題につきましては、ロードマップを踏まえて、優先実施課題を策定し、手続を進めていきたいと考えております。

(2)といたしまして、調査事業の実施に当たりましては、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果についても公開をするということで、透明性を高めて実施していきたいと考えております。

(3)といたしまして、プログラム評価について、記載をしております。先ほど5年に一度、ロードマップを改正すると申し上げましたけれども、ロードマップの改正に当たりまして、5年に一度、プログラム評価ということで、研究・調査事業全体の評価を実施し

ております。このプログラム評価の実施に向けて、年度ごとに個別の研究事業、調査事業の活用状況について確認をするということで、追跡調査を実施しております。今年度から追跡調査を実施していくということで、記載をしております。

6ページの「第6 リスクコミュニケーションの推進」につきましては、情報・勧告広報課長から後ほど説明をさせていただきます。

9ページの第7まで飛んでいただけますでしょうか。下のほうでございます。「第7 緊急の事態への対処」のところでございます。

1つ目の項目は、昨年と同様でございますけれども、緊急事態が発生した場合には、食品安全委員会の緊急時対応指針を踏まえまして、関係行政機関を密接な連携の上、最新の科学的知見等について、関係省庁、国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応するということが、緊急事態の対処の基本方針をここに記載させていただきます。

そのための体制整備ということで、平時から情報連絡体制の整備、科学的知見の収集・整理、緊急時の対応訓練等の実施を行い、随時指針等の見直しを行っていくという、訓練等々についての記載を2にいたしております。

ページをめくっていただきまして、特に訓練につきましては、3のところに記載をしております。緊急時におきまして、政府全体の取りまとめを行いますのは消費者庁でございますけれども、その消費者庁と密に連携をいたしまして、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を行っております。4月から11月にかけては、着任者実務研修、12月に消費者庁と連携をした確認訓練を実施するということがいたしております。

「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」の関係でございます。国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報につきまして、国際機関や海外の政府関係機関、あるいは学術誌等に掲載された論文等を毎日収集し、公表するという活動を実施しております。

公表につきましては、食品安全総合情報システムにおきまして、ホームページ上で誰でも御覧になれるように、国民に対する情報提供、リスク管理機関との情報共有を行っているところでございます。

また、食品健康影響評価とか、緊急時の対応に際しまして、確実に専門家の知識の活用を図るという観点から、情報の提供に協力をいただける専門家、あるいは関係団体等との連絡体制の確保、情報交換等を行っているところでございます。

最後の項目でございますけれども「第9 国際協調の推進」でございます。

「1 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣」ということで、ここに記載のとおり、関係の国際会議等に委員等を派遣するということが予定をしております。開催の具体的な日程等はまだ固まっていないものもございますけれども、このスケジュールのほかに開催されることになったものについても、予算等の制約の範囲内ではありますが、派遣等を行っていきたくと考えております。

10ページの下にまいりまして、「2 海外の研究者等の招へい」でございます。海外の研

究者、専門家を招聘し、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図るということで、ワークショップ等の開催を実施していきたくて考えております。

11ページに移っていただきまして「3 海外の食品安全機関等との連携強化」でございます。職員の派遣等の人材交流、情報交換等を実施しております。特に協力文書を締結しておりますEFSA、FSANZ等と、ここに記載の海外の機関等と定期会合等を実施していきたくて考えております。

最後「4 海外への情報発信」でございますけれども、食品健康影響評価、調査研究の関係につきまして、成果等の英訳を行いまして、ホームページに掲載を行っております。また、食品の安全に関する論文とか、食品健康影響評価書の概要等を掲載する英文ジャーナルを年4回発行しております、この英文ジャーナルにつきましては、PubMedへの掲載を行っていきたくて考えております。

私からの説明は以上でございます。

第6につきましては、情報・勧告広報課長から説明をさせていただきます。

○渡辺情報・勧告広報課長 それでは、資料を戻っていただきまして、6ページ目の「第6 リスクコミュニケーションの促進」のところについて、説明させていただきます。リスクコミュニケーションの促進につきまして、基本的なところとしましては、平成27年に企画等専門調査会で取りまとめいただきました、リスクコミュニケーションの在り方についてという報告書を踏まえまして、実施することにしております。

本年度の重点テーマは、昨年度と同様に食品安全の基本的な考え方及び食中毒として、昨年度も報告いたしました、企画等の専門委員の方、食品安全モニターの方、自治体の食品安全担当の方に、緊急時以外で特に伝える重要なことが何かということでお聞きしまして、食品安全の基本的な考え方及び食中毒の関係の周知が重要であるという御指摘をいただいたことを踏まえたものでございます。

重点対象者は波及効果が期待されるということで、学校教育関係者及び食品関係事業者としております。

その下から2行目のところでございます。一般消費者などの国民を対象としました意識調査実施ということで、来年度、新たに取り組みたいと考えております。モニターに意識調査ということで気にしているハザードは何かというのは、毎年、経年で調べておるところでございますが、食品安全モニターは食品に関する一定の知識のある人が委嘱されておりますので、一般の方に認識といいますか、リスクの認知、気にしているハザードは何か、あるいは食品の安全を守るルールがあることを御承知で気にされているのか、知らないのかで気にされているのかとか、そういうことがこういう調査で明らかになってくればよいと考えております。それを踏まえまして、今後のリスコミに活用してまいりたいと思っております。

「1 様々な手段を通じた情報の発信」ということで、こここのところは、主にウェブ系

の情報発信のことを御紹介しております。

「(1) ホームページ」でございます。食品安全委員会が発表する食品健康影響評価、あるいは委員会の開催状況、その他の資料につきましても、基本的には全てホームページに掲載されております。下から2行目のところに書いてあります一般消費者向けの情報につきましても、より見やすくなるようということを書いてあります。ホームページの閲覧のされ方を見ていますと、専門の食品健康影響評価であるとか、海外の機関が発表した専門的な情報は、恐らくですが、その情報だけ関心があつて来られて、すぐにそこを見たら離れてしまうという見方をされております。

一方で、一般消費者向けの情報は、キッズボックスであるとか、食品安全ダイヤルのQ&A、これらの情報につきましても、一度、そこにたどり着いて、そのほかのところもいろいろと回って御覧になっていくような見られ方をしております。そうしますと、特定の目的があつて、情報にたどり着かれている方は仕方がないのですけれども、一般の方で食品安全委員会のホームページに来ていただいて、いろいろ情報を収集していかれようという方にとっては、より見やすいような形にできるのではないかとということで、ホームページの構成と内容を見直して、来年度の更新を目指しております。

SNSの情報発信で、随時フェイスブック等で情報を発信しております。コミュニケーションツールにつきましても、ツイッター、インスタグラムなど、新たな媒体の活用も含めまして、利用状況分析、アンケート結果は、食品安全モニターの方に、この2月にアンケート調査を実施することとしております、その結果を踏まえまして、利用者が特性に応じた内容の発信となるように、改善を進めたいと考えております。

「① Facebook」は、今、情報発信を中心として取り組んでおりますが、機動的対応が必要な健康被害案件や、食中毒に関しては、情報等の季節性を考慮した記事、今、申し上げました食品安全モニターの利用状況分析等を踏まえまして、利用者ニーズに沿ったテーマの記事を適時適切に発信したいと考えております。

「② メールマガジン」ですけれども、委員会の開催情報、月一ですけれども、キッズボックスの内容をより詳しく説明した情報を発信しております。メルマガの読者の方を見ますと、6割ぐらいが食品関係の企業の方でありますので、そういったことも踏まえまして、消費者のみならず、食品関係事業者の方にも役立つ食品健康影響評価等の解説を分かりやすく発信してまいりたいと考えております。

「③ ブログ」につきましても、フェイスブックですと、ログインしたほうが使いやすいとか、過去情報をフェイスブックで見ようとすると、ずっと繰上げていかななくてはいけないということで、見づらいつころがあるのですが、ブログですと、何年の何月の情報ということでまとめておいておけますので、発信した記事のアーカイブ的な性格を持たせております。これにつきましても、情報提供の場としてまいります。

「④ YouTube」につきましても、これらのものをYouTubeに掲載しております。精講で解説されました情報、みんなのための食品安全勉強会で解説されました情報を載せており

ます。これまで委員が解説している内容を撮影して、そのまま掲載していたのですが、暗いところでパワポをやっていますので、画面が見づらいということもありましたので、今、パワポの資料の紙芝居的な形にして見やすくなるように、音声情報は変わりはないのですが、画像情報を順次更新しているところであります。

「(3) 広報紙、パンフレット、ポスター、教材の作成」ということで、紙媒体の関係でございます。委員会の1年間の活動状況を報告します広報紙、食品安全につきましては、先日、昨年末に取りまとめたところでございますが、これを広く提供いたします。

パンフレットの「食品安全委員会」は、1年間の報告ではなくて、食品安全委員会の組織がそもそもどういうことをしているのかといったこと、キッズボックス等、お子様向けの情報を集めた資料につきましても、意見交換会等の場において、配付をしております。

2番目の段落のところ、リスク評価の実例について解説したポスターということで、昨年改訂しておりますが、エレベーターホールに入って上がっていただいて、ポスターが貼ってあるのは気づかれたと思います。Codexの評価の手順等に従いまして、食品安全委員会で例えば化学物質のハザードは、こういう手順で評価されております、食中毒ですと、こうやって評価されておりますといったものを示したものでございます。これらにつきまして、学会のブース出展等で掲示しまして、食品安全委員会の活動について、理解を深めていただくという使い方を考えているところでございます。

今年度から実施しているところでございますけれども、学校教育関係者が学校に活用するための教材の作成を委託研究事業で進めているところであります。

「(4) 食品の安全性に関する用語集」でございます。本日も皆様のところにお配りさせていただいております、A5の冊子でございます。食品安全に関する基本的な考え方を整理しつつ、各用語の内容を説明する用語集につきまして、昨年度末に印刷をしまして、ウェブサイトでの公表、冊子の配布等をしております。

意見交換会で参加者の方に冊子を配付しまして、講座内容、食品安全に関する知識・仕組みの理解増幅に役立てていただきたいと思いますと考えております。

また、専門委員の先生方が所属される組織で、用語集がある程度必要であるという御要望がありましたら、御相談させていただきたいと思っておりますので、個別に御連絡いただければと考えております。

8ページ目「(6) YouTube」を載せておりますが、これにつきましては、移動させていただきます。

「2 『食品の安全』に関する科学的な知識の普及啓発」ということで、対面の取組を中心に載せております。一般消費者の食品安全に関する様々な意思決定が偏った情報に左右されず、科学的根拠に基づき合理的に行われるよう支援するためということで、これはリスクコミュニケーションのあり方検討会の報告書を踏まえての記述でございます。

「(1) 評価書等の解説講座」ということで、こちらにつきましては、研究者、行政担当者、専門家を対象しまして、食品健康影響評価等の理解を深めていただくもので、引き続

き複数地域で開催することとしたいと考えております。

「(2) 意見交換会、講師派遣等」でございます。地方公共団体との連携で波及効果が期待できる層として、学校教育関係者あるいは食品関係事業者の方への情報提供、意見交換を実施しているところでございます。

また、自治体等の要請に応じまして、食品安全に関する講座、セミナー等に講師を派遣しております。

また、食品安全委員会の国際的な認知度の向上、国際貢献の観点から、海外の行政関係者、JICAなど、各国政府の食品安全の担当者の方がこちらに研修に来られる、あるいは研修の場にこちらから講師として訪問するといったことを書いております。引き続き、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

「(3) 訪問学習受入れ」は、中学生、高校生、大学生の方が、食品安全委員会に1時間、2時間、勉強に来られるという取組があります。先生に引率されて来られる場合、あるいは修学旅行などの社会勉強のときに、1コマとして食品安全委員会を選んでいただいて、食品安全の基本的な考え方等を学んでいただいているような取組がございます。訪問学習の受入れについて、積極的に対応したいと考えております。

「(4) 食の安全ダイヤルの活用」でございます。食の安全ダイヤルは、引き続き着実に実施してまいりますが、また、その中で、関心の高いような質問等があれば、ホームページ上のQ&A等に反映してまいりたいと考えております。

「3 関係機関・団体との連携体制の構築」でございます。

「(1) リスク管理機関との連携」ということで、厚生労働省、農林水産省、消費者庁とリスクコミュニケーション担当者会議等を通じまして、認識の共有、情報共有を図っているところでございます。

「(2) 地方公共団体との連携」ということで、地方公共団体の食品安全の担当の方と連携いたしまして、先ほど申し上げました学校教育関係者であるとか、食品関係事業者等に対する情報共有、意見交換を行っているところでございます。

また、年に1回、保健所を設置している自治体の担当者の方に、食品安全委員会に集まっておきまして、リスコミの成功事例の情報共有等を行って、うまくいっているところを参考に、各地で活発に取り組んでいただければということで、進めてまいりたいと考えております。

「(3) マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携」ということで、円滑に情報交換できる体制の構築を目指しております。これらの団体とは、定期的に意見交換、情報提供を実施しており、関係強化を図っているところでございます。

マスメディアとの関係では、幅広く国民に情報を提供していただけるということで、記事の素材になるような情報ということで、季節性、話題性を踏まえつつテーマ設定を行い、意見交換会を実施いたします。

消費者団体との間では、今、消費者団体の幹部の方と意見交換会を実施しているところ

でございますが、御要望等を踏まえつつ、消費者団体の会員の方が集まるような情報提供の場があれば、そちらにこちらからも参加させていただいて、対応することも考えております。

「(4) 学術団体との連携」でございます。食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるために、学術団体との連携が効果的ということで、食品安全委員会への理解を深めていただくとともに、協力していただける可能性もありますので、さらなる連携強化を図りたいと思います。

具体的には、学会における委員や職員による講演、先ほども申し上げましたが、ブース出展で、食品安全委員会のポスター等を展示しまして、食品安全委員会の活動に理解を深めていただくことを考えております。

リスコミの関係は、以上でございます。

○合田座長 それでは、資料2につきまして、事務局から御説明をいただいたわけですが、ページに従って、順次、御質問等を受け付けたいと思います。

1 ページ目はよろしいですか。

2 ページ目に入ります。下線部が変化があったところですが、ここはよろしいですか。どうぞ。

○小西専門委員 小西です。

2 ページ目の上から十数行目ぐらい、③のところの「透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者による評価を行う」というのは、今年度から新たに始めるシステムなのでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○矢田総務課長 私からお答えさせていただきますけれども、研究・調査事業につきましては、例えば翌年度から実施する研究テーマについては、前の年の夏に優先実施課題を決めて、秋から公募するという形で進めています。

まず優先実施課題を決める際に、事前・中間評価部会の先生方から御意見を頂戴して、優先実施課題を決めております。その後、公募を行いますが、応募があったものの中から、採択して実際に研究していただくものを、同じく事前・中間評価部会の先生に一課題一課題評価をしていただいております。

その後、研究が始まりますが、通常2年ないし3年の研究期間がありますので、研究期間中は毎年中間評価として、進捗状況を報告していただきまして、翌年度の継続に向けて、改善すべき点があれば、改善していただくという、中間評価もやっております。

研究が終了した後は、事後評価といたしまして、当初見込んでいた成果が出たかについ

て、事後評価部会におきまして、事前・中間評価部会とは別の先生から見ていただいています。こういうことをやっています。

今、事前・中間評価と事後評価についてご説明しましたが、それに加えて、プログラム評価といたしまして、追跡評価を毎年やっております。研究成果が実際に食品健康影響評価に活用されたかという観点から評価を行っております。この企画等専門調査会とは別の会議になりますが、研究調査企画会議の下に設けられました、事前・中間評価、事後評価、プログラム評価を行う先生方に、実際の研究の内容等を見ていただいて、評価をするという形で、透明性の確保に努めているところでございます。

○小西専門委員 説明ありがとうございます。

そうすると、新たに何かを始めるということではなくて、今まで食品安全委員会で行ってきたことを今回、特記したということでしょうか。

○矢田総務課長 今年度は、5年に一度ロードマップの見直しの年に当たりましたので、そちらを重点項目として書かせていただいたのですが、来年度からは通常の年になりますので、各論の第5のところにも外部の有識者の関与について記載しておりまして、そこと重複はあるのですが、それを最初の重点事項としても記述しているということでございます。従前からの取組ではありますが、記載させていただいております。

○小西専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかに2ページ目はよろしいですか。

3ページ目に入ります。3ページ目は、何か御質問ございますか。鬼武先生、どうぞ。

○鬼武専門委員 3ページ目の下から評価ガイドラインの設定について、下線が引いてあって、来年度は精力的に評価ガイドラインを改訂する、検討すると書いてございます。従前の1ページにも食品健康影響評価の着実な実施ということで、ここでは農薬の再評価制度、器具・容器包装のポジティブリスト、新たなリスク評価となる評価指標の導入ということで、3つが取り上げられています。

3ページの書き方を見ると、器具・容器包装については、最優先ということで、指針の改訂、特にポリマー添加剤の評価に対応する。それから、薬剤耐性菌は国のアクションプログラムがあることも含めて考えられていると思うのですが、今後5年間、またアクションプログラムということで、薬剤耐性についても、人と食用動物とか、いろいろな環境を含めてアクションプログラムもありますから、そういう面では、薬剤耐性の指針改訂というのは重要だと思います。

その下の3つは、検討ということで、添加物と残留農薬と遺伝子組換えの3つがあるのですけれども、従前の説明のところでは、農薬については、農水省で再評価が始まるということも含めて言うと、ここはもう少し積極的にやるような気がしました。

実際には一番下を書いてある、残留農薬に関する食品健康影響指針というのは、今年の10月1日にできたばかりなのですけれども、これは、原則、評価指針に基づきますということが掲げられています。具体的には、IPCSがEnvironmental Health Criteria 240のPrinciples and methods for the risk assessment of chemicals in foodというモノグラフの中で、リスク評価について述べております。2009年ぐらいから改訂作業が開催されていて、そのリバイスも何度かされていますので、それを追っていくような形で、日本の中でも評価ガイドラインをさらに精緻にしていくということだと思っておりますけれども、これまでの農薬についてのリスク評価における研究・調査報告や事業もありますから、これは農水省が令和3年ということになっているという日程を考えると、多分来年準備しておかないと間に合わないと思いますので、この辺はもう少し強調していただければよいと考えた次第です。

以上です。

○合田座長 事務局、何かありますか。どうぞ。

○近藤評価第一課長 御意見ありがとうございます。

農薬につきましては、今、専門委員から御説明いただいたとおり、今年の10月に一度作っているところがございますので、もちろん改訂の検討は進めていくということがございます。運営計画については、改訂を行うとしている前半の段落と、1年間のうちに改訂の検討を進めていきながら、改訂までたどり着くかどうかは現段階では未定という後半の段落で、書き分けをさせていただいておりますけれども、農薬については再評価を見据えて、きちんと検討させていただきと思っています。

○合田座長 これはもう少し言葉を付け加えろということですか。

○鬼武専門委員 付け加えたほうが良いと思います。前段のところはかなり強調していて、タイムスケジュールも決まっています、こちらでは後段の3つが検討となっています。難しいことかもしれないのですけれども、精力的に取り組むとか、そういう意味合いではないかと理解したわけですが、いかがでしょうか。

○合田座長 吉田先生、どうぞ。

○吉田（緑）委員 コメントありがとうございます。

今、近藤課長からあったように、令和3年度からということで、次年度は積極的に進めるということで、特に科学的な知見の更新をきちんと盛り込んだような形で、積極的に進めたいと担当委員としては思っておりますので、引き続き、御支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

○合田座長 そうすると、少し言葉を付け加える程度ですか。

○矢田総務課長 検討してみたいと思います。もちろん精力的に取り組むことは間違いなのですが、実際にどこまでたどり着くかというのは、検討状況によるところがあると思いますので、その修文内容は、座長とも御相談させていただければと思います。

○合田座長 よろしくお願ひします。

3 ページ目は、ほかによろしいですか。

4 ページ目に入ります。これもよろしいですか。

5 ページ目です。よろしいですか。

6 ページ目ですが、私、気になったところがございます、上から6行目のところ。前年度の「大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する」が「調査・研究機関に幅広く周知する」となっているのは、何か特別な意図があるわけですか。場所はわかりますか。「3食品の安全性の確保に関する調査の推進」というところで、前は「大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する」となっています。大学等が調査・研究機関に含まれるかどうかというのは、微妙なところがあると思います。

○入江評価調整官 調査を実施していただく主体について、昨年度までは「大学等の」と書いていましたが、実際のところ大学は少ないという実態を踏まえまして、「調査・研究機関」としまして、「大学等の」という例示を落とした形で書いております。実態に即した記述にしたということでございます。

○合田座長 受けるほうではなくて、これは入札公告なので、公告は大学に送らないというところですか。普通は送りますね。

○入江評価調整官 公告はしますけれども、例示としては落としております。

○合田座長 私は入れたほうが良いと思います。大学は、調査・研究機関という感じにならない場合もあります。だから「大学も含め、調査・研究機関」とするのでしょうか。調査・研究機関といったときに、大学は調査・研究機関かということ、研究機関かもしれないけれども、最初に調査が来てしまいます。研究・調査機関だったら、イメージがあります

けれども、調査機関では絶対にはないので、そこも言葉を考えていただきたいと思います。
堀口先生、どうぞ。

○堀口委員 実態として、大学がこの委託事業に応募するときに、大学の設置の定款にそれができると書いてあるか、書いていないかで、全く応募ができない大学のほうが多いのです。ほぼほぼできない。特に国立大学法人の定款を見ていると、そういう形なのです。

○合田座長 できないのですか。知りませんでした。

○堀口委員 大学にも定款があって、定款に書いてあれば、応募ができるのだけれどもと言われることがほとんどで、お金が欲しい大学ということはあるのですけれども、定款に書いていなければ、やりたい先生がいても、応募できないのが現状になっているところですね。

○合田座長 どこが引っかかるのですか。調査ができないのですか。どういうところが大学の定款に引っかかるのですか。

○入江評価調整官 入札をするような事業が、大学のミッションとして想定されていないということではないかと思うのですが、先ほども申しあげましたように、実態として、これまで大学に調査事業を委託した実績がないということです。

○合田座長 要するに入札だから、お金の額に対しての入札が大学はできないということですね。内容でなく額の部分なのですね。公募課題があって、それには応募できるし、後で公募課題に対して、分担者のお金を決めることはできるけれども、入札案件の入札額を決めるということは出来ないということですね。

○入江評価調整官 もちろん研究課題に関しては、大学の研究者の方から応募していただくことはあるのですが、調査事業に関しては、入札という形を取っておりまして、大学で実施をしていただいたような実績がないということでございます。

○合田座長 入札ができないということですね。入札ということは、幾らでやりますということを入れることができない、そういう意味合いですね。

○矢田総務課長 札を入れることができないということです。

○合田座長 分かりました。それはあり得ると思いますけれども、これはどうなのですか。

希望があるのだったら、その形を変えたシステムを考えたほうがよろしいのではないですか。もしもそういう先生方がいらっしゃるのだったらとも思います。

○矢田総務課長 5ページにある研究事業は、専ら大学とか、研究所とか、そういうところが研究課題に対して、幾らの委託費で事業をやりたいという形で応募をしてくるわけですが、6ページの調査事業は、様々な公表文献を収集・調査するといった内容の事業であり、シンクタンクとか、調査会社が企画競争入札に応札をする形で実施されております。ただいまの議論は、大学という組織が、その性格上、調査事業に応札することが想定できないということではなかろうかと思えます。

○合田座長 システム的に入札ができないというのは、よく分かるのですが、調査というのは、研究者だったらできるから、現実問題としては、可能な人もいないのではないかと思います。うちの調査事業などは、大学の方をお願いすることもあります。文献を調べて、どうこうというのは、最後、専門家がどこにいらっしゃるかによるので、いわゆる調査会社に対応出来る人がいればいいけれども、いない場合は、しょうがないから、手段を考えて、そういう方にやっていただくということになるのだらうと思えます。

どうぞ。

○佐藤委員長 合田先生がおっしゃるとおりで、我々としても、専門的な部分については、専門家のいる大学をお願いしたいと思っています。何年か大学も入れて公募をしようと考えていたのですが、入江が申し上げていたように、実際に応募してくるところがなかったのです。できる、できないというのは、よく分からない部分があるのですが、国のこういうものに応募できるような資格を取ってあれば、誰でもできるというのが解釈らしいです。ただ、大学はほとんどそういうものを取っていない。取っている大学もあるという話は聞いたことがあるのですが、こういう調査になると、大学の先生としては、自分たちが引き受けるものではないという意識があるのだらうと考えています。

もう一つは、大学としても大学の中での調整がうまくいかないというか、応募するという考え方がないから、実際には応募がなかったということだと思っております。調査の中身からいけば、大学の先生をお願いするのがいいと思っているので、そういう努力はしたいと思っています。書き方の問題は、後で議論していただければいいのだと思っておりますけれども、大学を排除しようという意味ではないと考えていただければと思います。

○合田座長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかにこの辺はよろしいですか。

それでは、この部分は特に文章を変える必要はないと思えますけれども、よろしいですね。

6 ページはほかにありますか。どうぞ。

○有路専門委員 6 ページの第 6 のリスクコミュニケーションのことも、ここでいいのですね。

○合田座長 結構です。

○有路専門委員 重点テーマとして、食品安全の基本的考え方と食中毒のところは、既定路線で分かります。これは私からの情報提供になりますが、日本学術会議で、近々、アフリカ豚コレラに関しての緊急提言を出す方向でいくつかの部会で議論しています。CFSではなくて、ASFが、おとし、中国に入って、それ以降、今、島嶼部で感染が拡大していないのは、日本と台湾だけという状況になっていまして、これが入るとかなり大変ということで、対応が必要になっています。緊急提言の内容としましては、大きなところとして、人に感染はしませんというリスクコミュニケーションの基本の部分はあるのですが、人の移動において、いわゆる貿易措置といいますか、一通りのことで一般の方々はかなり協力をお願いしないといけない事態になるということで、各省庁に対して、連携して緊急対策をするようにという提言を近々行います。

いわゆるリスクコミュニケーションや戦略的なことも含めて、媒体を持って、消費者とか、一般の人に働きかけるインフラを持っているのが一番強力なのは、今、食品安全委員会という状況になっておりまして、恐らくその話が来ると思います。

どこに盛り込むのかと言いながらも、割と大きな課題なので、そういう状況に2020年度はなる可能性が高いということを改めて御認識いただければいいということと、重点テーマを書かれていますけれども、重点テーマ以外のほかのテーマが発生したときにも、柔軟に対応するという切り口を1個残しておかれたほうが、こういう動きの中では対応しやすくなるのではないかというのが、私が申し上げたいところでございます。

以上です。

○合田座長 今、最後に言われた、それ以外のことについて柔軟に対応するとか、そういうことは、どこかで読み込めるのですか。それを書いておいていただいたほうがいいと思います。

有田先生、どうぞ。

○有田専門委員 今、法律が変わっておりませんので、豚コレラとアフリカ豚コレラです。4月にはCSFという名称に正式に変わっていく。その議論は、農水省の消費・安全局を中心に、私も防疫等に関するところには関わっていて、厚労省も含めて、輸入のところでの厳しい措置を取ることなど、既にいろいろ動いています。消費・安全局は、昨年、一

昨年から、消費者団体に向けても情報発信をしておりますので、BSEのときのようには騒いでいません。正しい判断をして動いている。そこで、先ほどおっしゃったように、食品安全委員会が改めてフェイスブックなどで情報発信をしていただければ、さらに強いリスクコミュニケーションというか、変な言い方ですが、情報発信が正しく伝わっていくと思いますけれども、既に動いておりますということだけ、お伝えしておきます。

○合田座長 ありがとうございます。

有路先生、学術会議と言われましたけれども、学術会議の本体から出るのですか。どこかの部会から出る形になるのですか。

○有路専門委員 基本的には部会です。医療健康リスク分科会、獣医学分科会、食の安全分科会の3分科会合同です。

○合田座長 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○堀口委員 御意見ありがとうございます。

書きぶりで、下線部は「本年度の重点テーマは」で限定されて、2つしか載っていないので、この文章を読むと、それしかやらないのかみたいに見えてしまうというのが、1点あると思います。アフリカ豚コレラ以外にも、いろいろと課題は出てくると思いますので、ここの書きぶりを事務局で考えていただいて、読み込みができるようにということがあろうかと思います。

あと、食品安全委員会もリスクコミュニケーション官ということで、ちゃんと担当者がありまして、頑張っていてやっているところではあります。仕組みとして、一番できているところというのは、まだよく分からないので、学術会議でも余り誤解されないように、よろしくをお願いします。

○合田座長 率直な御意見をありがとうございます。

ほかによろしいですか。6ページ目はよろしいですか。阿知和先生、どうぞ。

○阿知和専門委員 ホームページのところを含めて3点あるのですが、前回、意見にも出たと思いますのですが、ホームページのビフォー・アフターで、アフターのほうが見にくくなっているように感じるという専門委員の方の御意見もあって、私もぱっと見たときに、そうなのかと感じてしまって、具体的にはイラストとか、写真などが全くなくて、ちょっと難しそうに感じます。内閣府食品安全委員会の場合、一般の個人とか、企業などとは違って、派手にはできないとは思いますが、農林水産省とか、厚生労働省

のホームページと比較してみたのですけれども、比較しても、やはり色味が少なかったり、写真がなかったりすると感じましたので、本年度内に更新するということでしたので、ぜひ色味をもうちょっと付け加えとか、写真やイラストなどをつけて、専門家ではなくて、一般の消費者がホームページの最初のページを見たときに、いろいろ読みたいと思える工夫をしていただければいいと思います。

2点目、同じくホームページに関連してなのですけれども、今「お母さんになるあなたへ」と「キッズボックス」という欄があります。「お母さんになるあなたへ」は、実際、妊娠中の方が見るところで、「キッズボックス」は小学校高学年向けが対象だったと思うのですけれども、ママになったばかりのあなたへというか、小さいお子さんを育てている方は、特に子供の食事というのは、気になることがたくさんあると思うので、ちょうど間の乳幼児を育てているママさんに向けた欄があってもいいと思いました。

3点目なのですけれども、7ページ目のSNSに関連してなのですが、メールマガジンのところで、6割が食に関連する企業の方が登録しているということでした。実際、私もメールマガジンを見せていただいて、最新の情報が入ってくるので、すごくありがたく、ためになる情報だと思って見せていただいている一方で、一般の消費者からすると、専門性が高く難しいと感じています。ほとんど登録している人が食関連の人であれば、そのままでいいと思う一方で、ブログに関しては、メールマガジンよりは一般の消費者が見ていると感じています。そうした場合、今、どちらかというところ、文章があって、URLがつけられていて、ここをクリックして見てくださいという形になっているのですけれども、一般の消費者に見ていただきたいと思っているのであれば、例えばブログを発信している食品安全委員会の方の一言コメントとか、もっと身近に感じられるような工夫があると、フォロワー数ももっと増えていくと感じました。

以上です。

○合田座長 貴重な意見をどうもありがとうございます。

ホームページの見え目というのは、なかなか難しいです。コストの問題もあるかもしれません。

どうぞ。

○堀口委員 事務局だけではなく、委員でもいつも議論しているところではあります。頭の中では、リスクアナリシスで、管理と評価とコミュニケーションという3本柱ではあるのですけれども、絵柄にしたときに、それがどうなるのかというのが、いまいちしっくりこなかったり、農作物ばかりたくさん出ると、それは農林水産省のホームページではないでしょうかという話にもなってしまう、化学式があればいいのかというところ、化学式があっても何のことかさっぱり分からないとか、議論はしていかないといけない部分だと思っています。

あと、一言コメントという具体的なものを頂いて、ありがたいと思っているのですが、コメントを頂くとすれば、各専門調査会の先生方とか、そういう方にコメントを頂くというのが、頭の中で思い浮かんだところになります。

ホームページについては、急には変えられないのですが、長期にわたってステップアップで変えていくという方向では、今のところ、みんな同じ方向を向いています。今回は来年度の計画の中で、来年度の部分だけを記述しておりますが、来年度で完了するわけではなく、随時、いい方向に持っていくようにしております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

もう一点、ママになったあなたへ、小さいお子さんを持つ方に対するメッセージ性みたいなものは、いかがでしょうか。

○渡辺情報・勧告広報課長 今「お母さんになるあなたへ」という名称で掲載しております。妊娠中の方というのは、いわゆるハイリスクグループということで、集中的に情報を提供しているところがあります。

一方で、乳児の方については、乳児ボツリヌスとか、情報を提供しているのですが、ある程度成長したところでは、今度、厚労省なり、そちらのほうで、どこまでフォローするのかといったことにもなってきますので、食品健康影響評価で特にそういうところを言及されていたり、食安委が発信している情報で、そういうところに言及されているものにつきましては、それを分かりやすく解説するということで、発信をさせていただいております。成長しまして、幼稚園ぐらいになってきたときに、食安委が通常発信している情報を易しくしたものかというのと、厚労省が発信している情報になってくるのではないかと思います。

○合田座長 読まれるのは、お母さんです。大人が読んでどうしたいかということだと思うので、いわゆる妊娠をされている人ではなくて、その後、小さいお子さんを持っている人です。最初の入り口だけがあって、そこから飛ぶような形でもいいのだろーと思います。それは工夫をされる余地があるかもしれません。多分そういう御意見ですね。

○阿知和専門委員 はい。

○合田座長 それは事務局で引き取って、今後、ホームページ自身をどうするかというのは、常にリニューアルされていくものですから、その辺も考えておいていただければと思います。

○堀口委員 キャッチコピーが「お母さんになるあなたへ」となっているので、既にママになっている人が入るには、入りづらいということですか。

子育て中に、食品に対して、いろいろと疑問を持ったりすることがあると思うのですけれども、それはすごくバラエティーに富んでいると思っていて、食品安全委員会でちゃんと注意喚起しているもの、例えば液体ミルクとか、蜂蜜のボツリヌスとか、ないわけではないのです。別段、生まれた後、生まれる前というところで変えるというのは、ちょっと違うと思います。例えばこれからママになる、または子育て中の方へみたいなどころだと思います。情報提供はちゃんとしていくけれども、子育て中の人が入りやすいように、工夫をするということによろしいですか。

○阿知和専門委員 私の勘違いだったかもしれないのですけれども、「お母さんになるあなたへ」は、確かにママになってからも見ていいものだったと、今、思っ、て、妊娠中のお母さんだけがターゲットだと思っていました。

一方で、中を見ると、妊娠中のことも多く書かれているのですけれども、ボツリヌス症のことも書かれていて、今、言われてみれば、ママになってからも見ていいと思ったのですが、そうだとしたら、最初の「お母さんになるあなたへ」の書き方では、勘違いされる人もいるかもしれないし、中の内容も、ボツリヌス症プラスアルファぐらいだったような気がします。

○合田座長 先ほどの議論にあったグルテンの問題でも、基本的にそういうことについて余りにする必要はございませんというのは、入れてもいいのかもしれませんが。そういうところへ飛ぶとか、そういうものはありそうな気がします。どこまで食品安全委員会がやるべきフィールドかということはあるのでしょうけれども、一旦そこに入っていた人に適切な情報を提供するシステムとして、多分ホームページがあるので、その部分も考えていただいてということだと思います。

○堀口委員 食品安全委員会は、人から見て入っていくようなホームページのつくりになっていなくて、いわゆるハザードから入っていくつくりになっているのです。それが基本にあって、ただ、それだと分かりづらい部分があるので、特出しをした方で「キッズボックス」と「お母さんになるあなたへ」の2つになっているので、すぐには変えられないかもしれませんが、人から見ていったときの情報提供については、事務局でも議論しないといけないと思います。今、合田座長が言われたとおり、考えて、ホームページを改訂していくときに、それが改訂につながられるかどうかということになるかと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

浦郷先生、先にどうぞ。

○浦郷専門委員 前回、発言したのですけれども、食品安全委員会のホームページは、これから時間をかけて変えていけばいいと思うのですが、ホームページの画面に入って、ぱっと見たときに、専門家の人たちに見てもらおうのか、一般消費者の方に見てもらおうのか、そこがはっきりしていないところがあると思います。

例えば私もいろいろなホームページを見ますけれども、国民生活センターのものなどは、国民にまず知らせたいということで、注意喚起がぱっと出てきて、スクロールして、後ろのほうに、相談員さんに向けた情報などが出てきます。

食品安全のことで一般の消費者が知りたいと検索して、食品安全委員会のホームページにたどり着いたときに、自分の知りたいことがまずぱっと分かるような、例えば先ほどあったように、これから豚コレラの情報が出るかと思うので、それについてバナーのような形で見せるという感じ、今、重要なお知らせで、アクリルアミドとか、健康食品とか、トランス脂肪酸などが出ていますけれども、そういうものももっと分かりやすい形で、バナーのような形で出てくると、一般消費者が見ても、入りやすいのではないかと思います。そういうところを工夫しながら、今後のところで進めていただければいいのではないかと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

有田先生、どうぞ。

○有田専門委員 あくまでも感想なのですけれども、「これからママになるあなたへ」でもいいのですが、ママになってから蜂蜜の危険性というか、0歳児に飲ませてはいけないということを教えても遅いので、「これからママになるあなたへ」ということで、一番伝えたいことを伝える。

あと、離乳食のことなどは、保健所に行けば教えてもらえます。昔だったら、離乳食で卵を食べさせても、何も言われなかった。今はアレルギーの関係で、1歳になるまでは、卵などは食べさせないようにしましょうという、新しい情報の伝え方をしています。

そういうことを考えると、命に関わることなど、食品安全委員会のHPの「これからママになるあなたへ」というところで、いろんな情報が載っていると、逆にどれを拾っていいのか分からなくなるので、先ほど堀口先生がおっしゃったように、ハザードを伝える。グルテン関係でいえば、似非というか、変な情報はよくないと思うのですけれども、実際問題、農水省の関連でも、数年前から、規格を考える会が何回か行われたと思います。そういうことも行っていますので、そもそもそういうところで、もう少し議論をしていただきたいと思います。

要するに何が言いたいかといったら、ここで出すのに、グルテンについては、もうちょっと後で情報を集めてから、情報発信をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

す。出すなど言っているわけではなくて、アレルギーとか、指導がない限りは、普通に食べさせればいいと思っていて、これは感想です。

座長がそんな話は聞きたくないという感じで、向こうを見ていらっしやいますけれども、ホームページでは、やはり一番してはいけないことを情報発信していくことが大事なのではないかと思えます。それはリスクコミュニケーションの中身としてです。多少こちらを向かれたので、納得をされたと思えますけれども、今のことは、議事録には関係ないので、削除してください。

そういうことで、感想としては、ホームページは文字ばかりではなくて、見やすいように変えていただきたいとは思いますが、情報発信の対象としては、絞ったほうが、中身が入ってくると思えますという意見です。

○合田座長 川西先生、何かありますか。

○川西委員 見たのですけれども、もう一回、御覧になっていただきたいのは、題が「お母さんになるあなたへ」で、サブとして、妊娠前や妊娠初期に注意したいこと、ここに2項目あります。それから、妊娠期間中に注意したいことは4項目あります。赤ちゃんのために知っておきたいことが2項目あって、その他の情報とあります。

これでこういうこともあります、ああいうこともありますということを期待されてしまうと、また難しいのだけれども、「お母さんになるあなたへ」であげているトピックをよく御覧になっていただくと、書籍ではないから、中心になるハザードの話は、食品安全委員会自らが評価したものですので、情報としてはまとまっています。もう一回、御覧になっていただいて、これでどこを直すのかという話になると、食品安全委員会にすべてを網羅する内容を期待するホームページということになると、経費の問題とか、これは余り言うてはいけないのですけれども、リソースの問題もあるので、何が本当に必要なのかということ、もう一回、御覧になっていただきたいと、今、議論を聞いていて思います。以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○渡辺情報・勧告広報課長 今のことと重複するかもしれませんが、「お母さんになるあなたへ」で提供している情報は、食品健康影響評価あるいはリスクプロファイル、ファクトシートなどで、これまで食品安全委員会が取りまとめていた情報について、特に妊娠を考えていらっしやる方とか、妊娠期間中の方などに向けたものを平易に解説して、提供しております。ですから、評価とか、食品安全委員会がやっていた情報提供に入っていないものまで含めてやるとなると、食品安全委員会の範囲を超えていますし、こちらで調

査したものにつきまして、妊娠されている方、妊娠を考えている方に一番合っているような形で組み直していると、御理解いただけたらと思います。

○合田座長 どうぞ。

○小西専門委員 今、課長からも御説明いただきましたし、有田専門委員からも御説明がありましたけれども、私も食品安全委員会のホームページは、基本的には食品安全に軸を置いた情報をシャープに出すべきだと思います。離乳食全般のことに関しては、例えば厚生労働省からも指針や支援ガイドが出されていますし、ほかのサイトからも情報を得られるので、食に関して全てを網羅するという形の情報発信を志向するべきではないと思います。

○合田座長 亀井先生、どうぞ。

○亀井専門委員 細かいことかもしれないのですが、「お母さんになるあなたへ」という中に、もちろん赤ちゃんのために知っておくことが入っているのは、全く問題がなく、入っていたほうがいいのですが、タイトルからすると、女性しか見ないといいますか、しかも、妊娠する女性しか、恐らくアクセスしないという気がします。

先ほど堀口先生から、対象者別に発信するのは非常に難しいというお話がありましたけれども、項目によっては、私には関係ないという形になってしまう可能性がありますので、そうすると、赤ちゃんのために知っておくべきことというのは、この中だけではなくて、小さいお子さんがいる方とか、広く見ていただく必要もあると思います。その辺りは、少し考えていただいたほうがいいと思います。

○合田座長 どうぞ。

○渡辺情報・勧告広報課長 日本人の食事摂取基準の2020年版が年末に出たこともありまして、「お母さんになるあなたへ」の内容は、それとの整合をどうするかということも踏まえて、今、修正するところは修正するというところで、進めているところでございます。

併せてタイトルにつきまして、今、御指摘いただいた内容は、ほかの席でも聞いたことがあります。お父さんであるとか、あるいは周りのおじいさん、おばあさんといった方々も、例えば乳ボツの話などは、皆さんに知っておいていただきたい話でありますので、お母さんだけに限定しないで、お母さんになる人が中心なのですけれども、周りの大人の方に知っておいていただきたいことということで、情報提供してはいかがかと考えております。

○亀井専門委員 いいタイトルは思い浮かびませんが、その辺りは、少し工夫をお願いします。

○合田座長 堀口先生、どうぞ。

○堀口委員 「これからママになるあなたへ」というキャッチコピーなのですが、佐藤委員長がリスク評価に関わっていた水銀のリーフレットを厚労省で作成したときに、研究班で私たちがつくったキャッチコピーが、そのまま使われたという印象がありまして、そのときの水銀は、子育てとは違うので、男性は関係なくて、いわゆる妊娠の可能性のある女性と妊婦の方々に、水銀の摂取に気をつけてほしいというキャッチコピーだったので、誤解を生むのは、当たり前だとか、当然だと思っています。今の御指摘を踏まえつつ、キャッチコピーについては検討させてください。

中身につきまして、今、食品安全委員会の安全を軸にしてという御意見を頂いていますので、中身の整合性を事務局がいろいろと精査してくださっているのは、皆さん、知っておいていただきたいことなのですけれども、全体をカバーしたものというのは、ちょっと難しいと思います。

○合田座長 ありがとうございます。

リスクミのところは、いろんな立ち位置から、どうしても議論が白熱するところですが、キャッチコピーの問題は、今、検討されるということで引き取られましたので、それはそれとして、お願いいたします。

食品安全委員会自身のホームページをどういう立ち位置でつくるかという話です。1つは、食品安全委員会という大きな名前があるので、食品関係の一般的なものについて、ここに入りさえすれば、いろんな情報が取れるという形でつくってほしい、そういう大きな希望があるのだらうと思います。もう少しシャープに絞って、リスク評価をした部分、管理との関係とか、そういう部分に対して、情報発信をするという感じだと思います。

今、先に言った大きな部分というのは、できる部分は、リンクを貼っていくということぐらいしか、多分ないだらうと思います。だからといって、責任があるところに対して、リンクを貼れるかどうかというのは、事務局で検討していただくことだと思います。

先ほど小西先生が言われたように、一定の部分で、シャープな見方で、そこに絞ってやるというのが最重要な義務であって、そこから先、情報の中心としての仕事をするかというのは、仕事のボリュームと具体的にどこまでそれがカバーできるかという、それは実際上の問題、戦力の問題なども全部ありますから、そこは考えていただくということでどうでしょうか。皆様、よろしいですか。

これは非常に長く時間がかかりましたが、次に行かせていただきたいと思います。
どうぞ。

○鬼武専門委員 7ページの「(4) 食品の安全性に関する用語集」については、前々回の企画等専門調査会でいろいろと意見などを出ささせていただいて、その上で、事務局の方に精力的にやっていただいて、今回、ウェブ上とパブリッシュされたものが本となって出されて、非常に助かっておりますので、まずはお礼を申し上げたいと思います。それが1点です。

あと、短めに1つだけなのですけれども「④ YouTube」ですが、講座ということで、結構長いビデオ番組を見て、非常に分かりやすいのですが、あと、食品安全委員会がもっと認知度というか、食品安全について個別でやっていることについて、これも前に一度意見を申し上げたのですけれども、EFSA、European Food Safety Authorityは、各部会の座長さんが、3分間のイントロデュースで、動画で説明していて、例えば農薬については、イントロダクションとして、農薬はこういうものですよということで、ホワイトボードにわざわざ手描きの絵みたいなものを書いて、何となく導入しやすいようなものを、随分前からやっています。

前に意見を申し上げたときには、予算がないということがあったと思いますけれども、将来的には、そういうことをやることによって、本座長にも出ていただいて、3分間ぐらい、企画等専門調査会が何をやっているかという、強いメッセージを出すような動画とか、そういうものも検討していただければいいと思っています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

今の若い人は、文字で入れても情報が分かりにくくなっていて、動画みたいな形で説明しないと、情報を取ってもらえないということがあるみたいですから、これもコストとの関係がございすけれども、そういう方向性も1つ考えておいていただければと思います。

1ページ先へ行きましたけれども、7ページまでのところはよろしいですか。ありますか。

8ページに行きます。8ページは、よろしいですか。

9ページです。

「(4) 学術団体との連携」がございまして、皆様方、学会等に入られている場合、そこで、今、食品安全委員会の仕事等のポスターを学会にお願いして、ポスター会場等に貼ってもらうということは、やっていただけるようです。ですから、積極的にそういうところへアプローチしていただければと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

「第7 緊急の事態への対応」ということで、9ページ、10ページ、11ページまではよろしいですか。どうぞ。

○鬼武専門委員 食品安全委員会のマターではないということは分かった上で、質問です

けれども、12月から新型コロナウイルスの件では、厚労省がメッセージを出すようになっているのですが、連日、テレビ、メディアの番組を見ていると、私どものほうには、食べ物との関係で必ず問合せが来ます。

今、いろんなウェブサイトを見ていると、アメリカのCDCが当該地域の製品についてのリスクは少ないというメッセージを出しているぐらいで、ほかの国はメッセージを出していない。WHOも出していないのですけれども、ぜひ厚労省に働きかけていただきたいと思いません。

緊急時で、あれだけ毎日救急車が出たり、隔離したりということになると、食べ物との関連は必ず電話がかかってきて、私どもは、今、ウェブで、CDCドキュメントのものをそのまま使って、こういうふうにはリスクは低い、食べ物なり、当該地域から入っている製品から汚染されて、人に感染するリスクは低いですという説明をしているのですけれども、今回がいい例だと思います。

これは食品安全委員会の管轄ではないかもしれませんが、一般的な消費者の方から、我々のところに、今、問合せがありますので、厚労省に伝えていただけるかどうかで、日本も、今、隔離とか、いろいろと政策はされていると思いますが、一般の人は、テレビを見て、毎日のように出るニュースソースで非常に心配されているところがあるので、ぜひ専門家のメッセージが欲しいと感じています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

これは難しいです。最終的にフィックスした話としては、誰も言えませんね。

○小川事務局長 ありがとうございます。

これは私も気になっていまして、問合せがあったかということは、毎日、1日終わったときに報告をもらっています。今のところ、食品安全委員会への問合せは、1件もありません。

あとは、いつの状態になったら発信できるかということです。『科学的には分かりません』という情報は、発信しないほうがいいと思っているので、そういう意味では、食品安全委員会で直ちに何かを発信するという考えは、今はないです。例えば豚コレラみたいに、かかっている肉を食べても大丈夫ですという情報が出せるのであれば、逆に出さなければいけないですし、先ほど有田専門委員からあったBSEみたいに、科学的にちゃんと審議しなければいけないものは審議して、情報を出さなければいけないということで考えているところです。

○合田座長 ありがとうございます。

この点に関しては、いろんな団体から専門委員の方が出席されていますけれども、同じ

ような問合せがあるところはございますか。大西先生、どうぞ。

○大西専門委員 同じことを思っておりまして、あれだけ報道がありますと、消費者の方もさることながら、流通の方であるとか、販売責任も含めてお問合せがございます。逆に言えば、こちらもいろいろと収集したい状況が発生している状況です。

今、事務局から、分かりませんという情報は出せないというお話は重々承知しており、食品安全委員会マターではないとは思いますが、限られた情報の中で、限りなく影響がないという内容でも、何かしら公の情報がないものかというのが、正直なところになっております。

以上です。

○合田座長 先生、今、CDCが何か出していると言いましたね。

○鬼武専門委員 CDCは、リスクは非常に低いと言っています。それはQ&Aで書いています。言及しています。

○合田座長 何か言うとしたら、CDCに寄りかかるぐらいしかないかもしれません。

○鬼武専門委員 我々は、そこに合わせております。

○合田座長 分かりました。ありがとうございます。

この話は、時間の問題もありますので、終わりにさせていただいて、次に行きたいと思えます。

今、11ページまでのところで、何かございませんかという話をしましたけれども、これはよろしいですか。

それでは、次の議題に入らせていただきたいと思います。「(3) 食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」ということで、どうぞよろしく申し上げます。

○矢田総務課長 それでは、できるだけ簡潔に、資料3-1に基づいて、御説明をさせていただきますと思います。

資料3-1で、今年度実施いたしました、緊急時対応訓練の実施結果を御報告させていただきますと思います。その後、親委員会にも御報告をしたいと思っております。

めくっていただきますと、今年度実施した訓練について記載がございます。大きく実務研修といたしまして、4月から11月にかけて行う座学等の研修と、12月に確認訓練を実施しております。

まず初めに、実務研修の関係ですけれども、4月、新たに異動してきた転入者等を中心に、30名を対象といたしまして、食品安全委員会が緊急事態にどのような対応を取るのかということについて、研修を行っております。

(2)(3)のところにございますけれども、10月と11月に1回ずつ研修を行っております。1つが情報収集・分析研修、11月は情報共有・発信研修ということで、主として、食品安全委員会が緊急時に担う役割であるところの情報の収集・発信に焦点を当てて、今年度は実施をしております。

内容としては、先ほどから御発言を頂いております堀口先生に講師になっていただきまして、2回の研修を行っております。

2ページ(4)ホームページ掲載等ということで、緊急時に食品安全委員会のホームページに情報を掲載・発信するというので、ホームページの掲載手続等について、習熟した職員を増やそうということで、11月に、本研修を受講したことがない係長級職員を対象にということで、5名を対象にホームページの更入手順、フェイスブックやブログへの投稿手続についての研修を実施しております。

2ページから3ページにかけて、確認訓練ということで、12月6日の10時から15時まで消費者庁と関係省庁が共同で確認訓練を実施しております。

3ページの(3)内容のところを御覧いただければと思いますけれども、具体的なハザード名を含め、シナリオ非提示で実施され、食品安全委員会ではコントローラー役になっている者以外は、シナリオを当日まで知らないという状況の中で、訓練を実施しました。

具体的には、食品安全委員会におきましては、ハザードが判明し次第、それに関する資料を作成して、それをホームページに掲載する手続を取るということで、やっております。

また、例えば国会議員等への対応、地方公共団体からの問合せ、一般国民からの問合せということで、外からの問合せも随時入るという形で、様々な想定を入れて訓練を実施しております。

実際に想定した訓練の中身というのは、3ページの下のほうに枠囲いで載っております、腸管出血性大腸菌0-157を原因とする食中毒が、複数の都道府県で同時に発生をしたという想定で訓練を実施しております。

食品安全委員会は、3ページに書いてございますとおり、10時、11時と厚生労働省からの第一報、第二報が入るという状況の中で、12時から2時にかけて、断続的に食品安全委員会で作成した資料を公表するという形で、対応しております。

訓練結果につきましては、主な検証といいますか、感想等を4ページから5ページにかけて整理をしております。

今の確認訓練につきましては、特に0-157ということで、ある程度中身がよく分かっているハザードだったこともありまして、全体的にも、あるいは食品安全委員会の主たる役割である情報発信、事務局内での手続等についても、落ち着いて対応できたのではないかという感想・評価がございましたので、その旨を記載させていただいております。

6 ページから7 ページにかけて、検証ということで、書かせていただいておりますけれども、私どもといたしましては、毎年、こういう形で訓練を確実に実施していきまして、当然人事異動等で職員は代わっていきますので、こういう訓練を継続的に実施していくことが大事だと思っております。手順書に基づきまして、各職員がきちっと役割を果たすという訓練が実施できたということは、一定程度効果があったと考えておりますし、今後、実務研修と確認訓練をする中で、必要に応じて、手順書等の見直しを行っていくということが重要だと考えております。今年度につきましては、比較的順調にできたということで、特段大きな見直しを行う必要はないと思っております。

最終ページ、資料3-2といたしまして、来年度の訓練計画の案も御提示をさせていただければと思っております。

詳細につきましては、今年度と同様の形で訓練を実施していきたいと思っております。おおむね実施する中身は、今年度と同様になるかと思いますが、詳細な訓練の中身につきましては、次回、5月の企画等専門調査会に御提示をすることといたしまして、本日は訓練計画ということで、特に3のところを御覧いただければと思います。

4月から11月にかけて、今年度と同様に、人事異動をしてきた職員を中心とした実務研修から始まって、秋口には何らかのテーマを設定した座学の研修、12月には関係省庁と連携した確認訓練という形で、実施をしたいと思っております。特に秋にどういう訓練を実施するかということについては、5月の企画等専門調査会にお諮りができればと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今の事務局の御説明、資料等について、御質問はございますか。

実際の検証のところですが、5ページの一番下に「オ 訓練シナリオについて」とございまして「訓練開始時に既にハザードが特定されるなど、スムーズに対応が進むシナリオをとっていた。原因が不明な時間帯を設けるなど、より実践的なシナリオとすべきではないか」というのは、適切な意見のようにも思わないではないのですが、だからといって、こういうシナリオをつくと、何分後にハザードが決まるかとか、そういう問題になると思います。この辺は、今回の物をつくる際にどういう議論をされていますか。

○矢田総務課長 今、先生に読み上げていただいた御意見は、食品安全委員会の中で検証したときに、訓練に参加した職員から出てきたということでもあります。

実際のシナリオは、関係省庁、コントロールタワーが消費者庁になっていますので、消費者庁が中心になって、厚労省、農水省、食品安全委員会と相談をしながら、今年は0-157ということでした。

前日までに厚生労働省に入った情報の中で、ハザードが特定をされているという前提で

の訓練でした。食品安全委員会としては、情報発信が中心的な業務になりますので、ハードが特定されているということは、訓練としては、ハードルが高くないといえますか、比較的対応しやすい訓練だったと思いますが、実際、リスク管理機関側にとってみると、ハードが特定できていない事例ももちろんあると思いますけれども、例えば複数の都道府県で断続的に発生した場合の情報共有、あるいは自治体との連携の取り方とか、そういう部分もあろうかと思っておりますので、話合いの中で、今年はこういうテーマで設定をされたということだと思っております。

来年度以降、どういう訓練の持ち方というか、あるいはハードの設定の仕方になるかというのは、我々だけで決められることではありませんけれども、我々としても、こういう意見があったことを踏まえて、来年の訓練の設定といえますか、企画の段階で、消費者庁等といろいろと話はしていきたいと思いますが、彼らの重点事項は、必ずしもハードの特定だけではなくて、ほかのところもあるので、我々の要望が通るということではないかもしれませんが、そういうことは、来年度の企画の中で生かしていければと思っています。

○合田座長 ありがとうございます。

ほかにごありますか。浦郷先生、どうぞ。

○浦郷専門委員 毎回、この訓練で、発信のための文章をどういうふうにつくるかということ、きちんとやっつけたいという意識はありますが、3ページのシナリオの概要を見ていくと、フェイスブック、ブログに投稿して、メールマガジンの発信となっていて、ホームページの更新が一番最後です。フェイスブックやブログは、自分たちで投稿できるけれども、ホームページの更新は、事業者さんなどに頼まなければいけないとか、そういうことなのではないでしょうか。

○秋元リスクコミュニケーション官 御質問ありがとうございます。

3ページの時系列の部分ですけれども、まず即時に反応したいということで、SNSを中心に発信する。ホームページは1回掲載しますと、更新しにくいということもございまして、言葉選びも慎重に重ねて、時間的には後になるという感じでございます。たまたまここには時間が書いてあるのですけれども、時間にとらわれず、さっさとやるように訓練しております。

ありがとうございます。

○合田座長 どうぞ。

○浦郷専門委員 フェイスブックとか、ブログとか、メールマガジンですが、コンタクト

している人にはすぐに情報が伝わるけれども、そうでない人は、まず何かあったときに、ホームページに行くと思います。例えば夜に発生したら、翌朝、ホームページを更新してくれる事業者さんに頼まなければいけないとなると、大変時間がかかるけれども、自分たちでできるのであれば、ホームページのほうも、なるべく早く更新していただけたらいいと思いました。

○合田座長 どうもありがとうございました。

何かありますか。よろしいですか。

○秋元リスクコミュニケーション官 迅速性ということを考え、進めていきたいと思いません。

ありがとうございます。

○合田座長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○小西専門委員 改めて配布資料を見直してみたのですが、御検討いただきたいのは、今、いろいろなリスクが発生したときに、気象庁であろうと、どこであろうと、記者会見を行っています。過去に発生した鳥インフルエンザのときにも、農林水産省のご担当の課長は夜中にまで記者会見をしていたと記憶しているのですが、食品安全委員会として記者会見による情報発信というのは、訓練の中では想定されていなかったのでしょうか。あるいは、例えば厚生労働省が記者会見を担当するとのお考えでしょうか。

○合田座長 どうぞ。

○矢田総務課長 訓練の中で記者会見まで実施したこともあるのですが、今年は実施しませんでした。3ページを見ていただくと、14時に「総括官会議開催（於：消費者庁）」と書いてあると思うのですが、総括官会議というのが、食品の事故が起こったときに、関係省庁の部局長級が集まって、打合せをする会議になっていまして、数年前に記者会見の訓練までやったときは、総括官会議で打合せをした後、関係省庁が協力して、記者会見の訓練までやったということがございます。今回は時間的なものとか、業務量的な制約もあって、総括官会議を開催するところまで訓練としてやって、記者会見までは実施しなかったということでございます。

どこまでやるかというのは、来年度以降の消費者庁を中心とした打合せの中で決めていくことになろうと思いますけれども、そこまでやるパターンもあるし、今年のように、ここまで打ち止めにするパターンもあるということでございます。

○小西専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 本件につきまして、ほかによろしいですか。

そうしますと、今日は大きな議題が3つございまして、どれもいろいろと議論がございましたけれども、最終的に報告書の形で、食品安全委員会に報告する形になると思います。事務局に御検討いただくことも幾つかございましたけれども、その報告書の形態については、私に御一任いただくということで、皆様、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○合田座長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、最後ですけれども、専門委員の先生方、特に御発言のなかった先生方からの御意見はよろしいですか。この際に話をしておきたいということがあれば、ここで承りますけれども、よろしいですか。

それでは、事務局からほかにございますでしょうか。

○矢田総務課長 ございません。

○合田座長 よろしいですか。

それでは、以上によりまして、本日の議事は全部終了ということになりました。次回の日程については、どうなっていますでしょうか。

○矢田総務課長 日程につきましては、現在、専門委員の皆様の御予定をお伺いしているところでございます。会議室を確保して、日程が確定できましたら、改めて御連絡を差し上げますが、基本的には、例年どおり、6月上旬の開催になろうかと思えます。

また、議題でございまして、2019年度の食品安全委員会の運営状況報告書の審議が中心になろうかと思えます。そのほか、自ら評価の進め方でありまして、緊急時対応訓練の詳細な計画等々について、お諮りをさせていただければと思っております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第29回の「企画等専門調査会」を閉会したいと思います。本日は、どうもありがとうございました。